キャピタル・ニューワールド・ファンド Aコース(米ドル売り円買い) Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/株式 (課税上は株式投資信託として取扱われます。)

> 投資信託説明書 (請求目論見書) 2021 年 12 月 17 日

キャピタル・インターナショナル株式会社

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう「キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース/Bコース」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年12月16日に関東財務局長に提出しており、2021年12月17日にその届出の効力が生じております。

発行者名 : キャピタル・インターナショナル株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 小泉 徹也

本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル

縦覧に供する場所:該当事項はありません。

目 次

		只
第一部	証券情報	 1
第二部	ファンド情報	 3
第 1	ファンドの状況	 3
1	ファンドの性格	 3
2	投資方針	 8
3	投資リスク	 1 7
4	手数料等及び税金	 2 2
5	運用状況	 2 6
第2	管理及び運営	 3 9
1	申込(販売)手続等	 3 9
2	換金(解約)手続等	 4 0
3	資産管理等の概要	 4 0
4	受益者の権利等	 4 3
第3	ファンドの経理状況	 4 4
1	財務諸表	 4 7
2	ファンドの現況	 8 6
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	 8 8
第三部	委託会社等の情報	 8 9
第 1	委託会社等の概況	 8 9
1	委託会社等の概況	 8 9
2	事業の内容及び営業の概況	 9 0
3	委託会社等の経理状況	 9 1
4	利害関係人との取引制限	 111
5	その他	 11

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い) キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし)

上記ファンドを総称して「キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース/Bコース」という場合、各々を「ファンド」または「コース」という場合があります。

なお、「キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い)」を「Aコース」、「Aコース(米ドル売り円買い)」という場合、「キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし)」を「Bコース」、「Bコース(為替ヘッジなし)」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

各ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社(以下「委託会社」ということがあります。)を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」ということがあります。)を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

各ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

継続申込期間:各ファンド 1兆円を上限とします。

・発行価額の総額とは、受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

(4)【発行(売出)価格】

継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。
- ・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、Aコースは「NワールドA」、Bコースは「NワールドB」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capitalgroup.co.jp

(5)【申込手数料】

申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が定めた手数料率 (3.3%(税抜3.00%)以内)を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。
- ・自動けいぞく投資契約(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)に基づいて収益分配金を再投資す

る場合は、無手数料とします。

・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

継続申込期間: 2021年12月17日から2022年12月15日まで

・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capitalgroup.co.jp

(9)【払込期日】

取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。 詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・継続申込期間にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座)に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額(発行価格×取得申込口数)に、申込手数料(税込)を加算した金額です。

(10)【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。

・販売会社につきましては、前記「(8) 申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

各ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。 株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

- ①申込金額には利息は付利されません。
- ②日本以外の地域における発行は行ないません。
- ③各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振 替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

各ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により各ファンド1兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

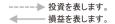
ファンドの特色

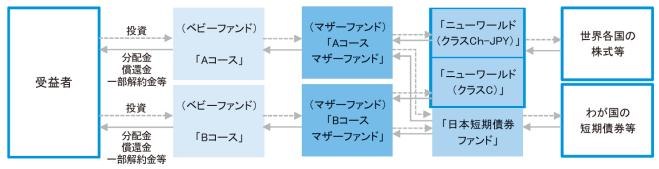
● マザーファンド受益証券への投資を通じて、内外の投資信託証券(以下「投資対象ファンド」ということがあります。)に投資を行ない、実質的に世界各国の株式等へ分散投資をすることで信託財産の中長期的な成長を目指します。

● 投資対象ファンド

- ・ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX) (クラスCh-JPY) / (クラスC) ・・・世界各国の株式等に投資を行ないます。
- ・追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」・・・ わが国の短期債券等に投資を行ないます。
 - ※「Aコース」の実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)を高位に維持することを基本とします。
 - ※「Bコース」の実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)を高位に維持することを基本とします。

● 投資形態 ファンド・オブ・ファンズ





※ファンドの名称は、略称で表示しております。ファンドの正式名称は、以下をご参照ください。また、以下同様に略称でいうことがあります。

正式名称	略称
キャピタル・ニューワールド・ファンド Aコース (米ドル売り円買い)	「Aコース」
キャピタル・ニューワールド・ファンド Bコース (為替ヘッジなし)	「Bコース」
キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い)	「Aコースマザーファンド」
キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし)	「Bコースマザーファンド」
キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)	「ニューワールド (クラス C h - J P Y)」

(クラスCh-JPY)	
キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX) (クラスC)	「ニューワールド(クラスC)」
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	「日本短期債券ファンド」

● 2つのコースから選択できます。

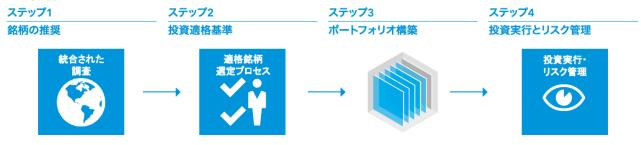
「Aコース」	実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なう「ニューワールド(クラスCh-JPY)」に実質的に投資します。
「Bコース」	対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない「ニューワールド (クラス C)」に実質的に投資します。

※「Aコース」「Bコース」間でスイッチングが可能です(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)。

ベルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。>

- 新興国の成長をとらえる企業の株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

運用体制 (運用プロセスの概念図)



投資対象

- グローバル担当アナリストが 魅力的と考える投資機会を推奨
- 多様なコミュニケーション手段 が調査における協働意識を高 める
- 株式アナリスト、債券アナリスト、 マクロエコノミストの間で見識 を共有
- 投資適格基準

適格銘柄

- 新興国市場に本拠を置く企業
- 先進国市場に本拠を置くもの の、保有する資産や売上の多く が新興国に依拠している企業
- 新興国、特に株式市場が未発 達な地域等では債券に投資

ポートフォリオの構築

- 複数のポートフォリオを組み 合わせて1つのポートフォリオ を構築
- ポートフォリオ・マネジャーは、 自己の裁量で確信度の高い銘 柄を組み入れ
- アナリストもリサーチ・ポート フォリオ*1の運用に参画

プリンシパル・インベストメント・ オフィサー(PIO)*2がポートフォリ オ全体を統括

- ポートフォリオ・マネジャーは、 配分された担当ポートフォリオ のリスク・リターン目標の達成を 目指す
- PIOは、ポートフォリオ全体が目標に沿って運用されるよう監督
- グローバル・インベストメント・ コントロール*3は、日次で ポートフォリオを管理
- *1 リサーチ・ポートフォリオとは、ポートフォリオのうちアナリストが投資判断を行なう部分を指します。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度 の高い銘柄を組み入れます。
- *2 ポートフォリオ全体の管理・監督を行なう運用統括責任者。
- *3 運用部門から独立したポートフォリオ運用管理部門。各種ガイドライン等の遵守徹底を図っています。
- ●「ニューワールド(クラスChーJPY)」は、米ドル売り円買い*の為替取引を行ないます。また、「ニューワールド(クラスC)」は原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。
 - **米ドル売り円買いとは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。従って、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替へッジを目的とした為替取引を行ないません。

商品分類

商品分類表

「Aコース」「Bコース」の商品分類表

単位型・追加型	単位型・追加型 投資対象地域 投資対象資産(収益の源	
	国内	株式
単位型		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内外	資産複合

- ※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www. toushin. or. jp/)をご覧ください。
- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

「Aコース」「Bコース」の属性区分表

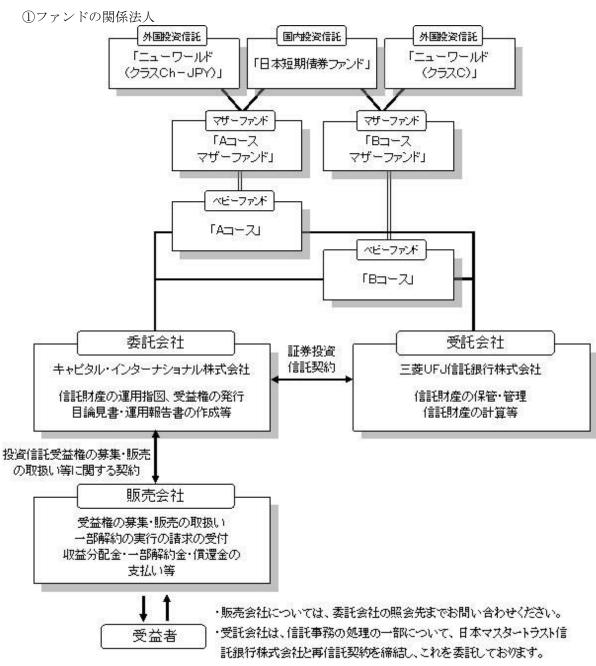
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株		北米		
債券	年4回	欧州	ファミリーファン ド	あり
一般		アジア		
公債	年6回 (隔月)	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年 12 回 (毎月)	アフリカ		
クレジット属性		中近東(中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 (投資信託証券(株式))				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www. toushin. or. jp/)をご覧ください。
- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
 - 収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、各ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の 記載があるもの」をいいます。各ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規 定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまた は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

(2)【ファンドの沿革】

2017年6月27日 信託契約締結、各ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



②ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

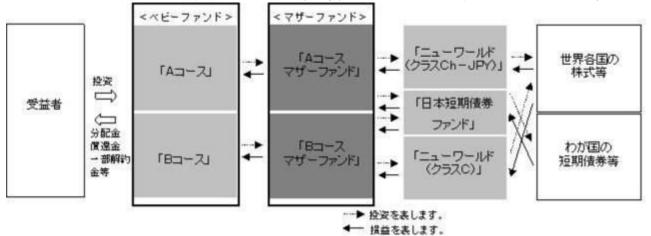
投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」ということがあります。)の規定に基づいて作成され、 予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容 は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託 の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容(受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の 買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等)等について規定し ています。

③ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家(受益者)からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。
- ・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう各ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2021年12月16日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

「Aコースマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド (米ドル売り円買い) 2017 年 10 月 17 日設定 「Bコースマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド ありません。

④委託会社の概況 (2021年10月29日現在)

- a. 名称:キャピタル・インターナショナル株式会社
- b. 本店の所在の場所: 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
- c. 資本金の額: 4億5,000 万円
- d. 沿革
 - 1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
 - 1987年3月 証券投資顧問業者登録
 - 1987年9月 投資一任業務認可取得
 - 2006年2月 投資信託委託業務認可取得
 - 2007年9月 金融商品取引業登録
 - 2008 年 7 月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店にお ける事業譲受
- e. 大株主の状況

株主名:キャピタル・グループ・インターナショナル・インク

住所:アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市

所有株式数:56,400 株 所有比率:100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「Aコース」の投資方針

①基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

②銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した 投資対象ファンドの選定を行ないます。

- ③運用方法
- a) 投資対象

「Aコースマザーファンド」を主要投資対象とします。

b) 投資態度

「Aコースマザーファンド」への投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、当該マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「Bコース」の投資方針

①基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

②銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した 投資対象ファンドの選定を行ないます。

- ③運用方法
- a) 投資対象

「Bコースマザーファンド」を主要投資対象とします。

b)投資態度

「Bコースマザーファンド」への投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、当該マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、(2)投資対象「<参考情報1>マザーファンドの投資方針等」および「<参考情報2>投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

(2)【投資対象】

「Aコース」の投資対象

①投資対象とする資産の種類(約款第15条)

投資対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - ハ. 金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ②運用の指図範囲(約款第16条)
 - a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「Aコースマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券または証書の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券

とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付きの買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項 の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図すること ができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記 a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「Bコース」の投資対象

①投資対象とする資産の種類(約款第15条)

投資対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - ハ. 金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ②運用の指図範囲(約款第16条)
 - a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「Bコースマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券または証書の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券 (新株引受権証券と社債券 とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付きの買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項 の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図すること ができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記 a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報 1 >マザーファンドの投資方針等

「Aコースマザーファンド」の投資方針等

- (1) 投資方針
- ①主として投資信託証券(「ニューワールド(クラスCh-JPY)」および「日本短期債券ファンド」)に投資を行ないます。
- ②投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューワールド(クラスCh-JPY)」を高位に維持することを基本とします。
 - (2) 投資対象
- ①投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - 口. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ②運用の指図範囲
 - a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューワールド(クラスCh-JPY)」、「日本短期債券ファンド」および 次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き ます。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券または証書の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券 (新株引受権証券と社債券 とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付きの買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することがで きます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記 a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「Bコースマザーファンド」の投資方針等

- (1) 投資方針
- ①主として投資信託証券(「ニューワールド(クラスC)」および「日本短期債券ファンド」)に投資を行ないます。
- ②投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューワールド (クラスC)」を高位に維持することを基本とします。
 - (2) 投資対象
- ①投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - 口. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ②運用の指図範囲
 - a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューワールド (クラスC)」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券または証書の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券 (新株引受権証券と社債券 とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付きの買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することがで

きます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記 a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報2>投資対象ファンドの概要等

ファンド名称	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX) (クラスCh-JP
	Y) / (クラスC)
形態	ルクセンブルク籍/円建/外国投資信託証券/会社型
信託期間	無期限 (2016年10月28日設定)
投資対象	世界各国の株式等を主要投資対象とします。
投資態度	・新興国に高い比重をおく企業の株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。・新興国に高い比重をおく非投資適格格付けの債券に投資することがあります。
	・新興国市場の株式・債券の組入比率は、原則として純資産総額の 35%以上とします。
	※上記の新興国とは、キャピタル・グループが、経済面等を総合的に勘案し、新興国と 判断する国です。
	「ニューワールド (クラス Ch-JPY)」 ・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。
	「ニューワールド (クラス C)」 ・原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。
	・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	 ・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ・デリバティブ取引を行なう場合があります。 ・ストックコネクトを通じて中国のA株に投資する場合があります。
分配方針	原則、分配を行ないません。
—————————————————————————————————————	毎年 12 月 31 日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

上記は、2021年10月31日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンド名称	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型証券投資信託/契約型
信託期間	無期限 (2007年9月26日設定)
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の
	公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商
	品に投資します。
	・NOMURA-BPI短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資
	成果を目指します。
	* NOMURA-BPI短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会
	社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関
	して一切の責任を負うものではありません。
	・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本と
	します。
	・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
	・外貨建資産への投資は、行ないません。

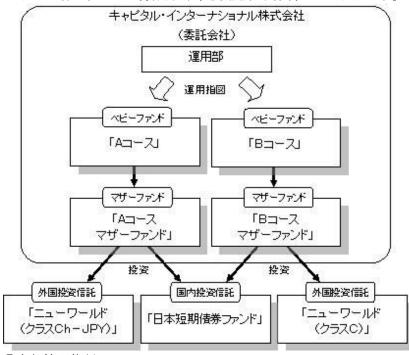
	・有価証券先物取引等を行なうことができます。
	・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額
	とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。
	ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
決算日	毎年7月22日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対して年率 0.13% (税抜)
	配分(年率/税抜)委託会社:0.10%、販売会社:0.01%、受託会社:0.02%
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

上記は、2021年10月31日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

(3)【運用体制】

①運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、各ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および各ファンドの分配方針等を決定する体制としております。



②内部管理体制

内部管理体制につきましては、各ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。また、投資対象ファンドを含む各ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー(投資委員会)でレビューを実施する体制としております。

(参考情報)

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制 (2021 年 10 月 29 日現在) 運用部 (3名) /法務コンプライアンス部 (3名) /オペレーション部 (6名) ※ () は、各部において、各ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

③関係法人に関する管理体制

受託会社 業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

<参考情報>

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

1. 「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)/(クラスC)」

運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが行ないます。同社を含むキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。 必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア(思考)の分散」につながり、さまざまな投資環境に おいて市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- 運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

2. 「日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)」

運用は、三菱UFJ国際投信株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果が運用管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果はリスク管理委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

※上記は2021年10月29日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

(4)【分配方針】

「Aコース」「Bコース」の分配方針等

①収益分配方針

毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- a. 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金(同規則に基づき留保する額を除きます。)に相当する額を含みます。
- b. 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

a. 一般コース*1

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース*1

収益分配金は、自動けいぞく投資契約*2(取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った

契約をいいます。以下同じ。)により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、 販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い 合わせください。

- *1 販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合があります。
- *2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約 または規定を使用することがあります。

(5)【投資制限】

「Aコース」「Bコース」の投資制限等

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」)
- ・投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。)には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」)
- ・株式への直接投資は、行ないません。(約款「運用の基本方針」)
- ・外貨建資産への直接投資は、行ないません。(約款「運用の基本方針」)
- ・デリバティブの直接利用は、行ないません。(約款「運用の基本方針」)
- ・信用リスク集中回避のための投資制限(約款第17条)
 - ①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えないものとします。
 - ②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ・公社債の借入(約款第20条)
 - ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - ②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 資金の借入れ(約款第27条)
 - ①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に 係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図 をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - ②上記①の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内
 - 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する 有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証 券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の 償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ④再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から その翌営業日までとします。
 - ⑤借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考情報>「Aコースマザーファンド」「Bコースマザーファンド」の投資制限等

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、原則行ないません。
- ・信用リスク集中回避のための投資制限

- ①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えないものとします。
- ②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- ※マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限等は、(2)投資対象「<参考情報2>投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

3【投資リスク】

各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、各ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<u>従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。</u> 投資信託は預貯金と異なります。

各ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

● 価格変動リスク

各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務不履行等となるリスクもあります。各ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、非投資適格格付けの債券については、投資適格格付けの債券と比較して、価格が大きく変動する可能性や債務不履行等が生じるリスクが高いと想定されます。

● 為替変動リスク

「Bコース」が実質的に投資する「ニューワールド (クラスC)」は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした 為替取引を行なわないため、為替変動リスクがあります。

新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

● 金利変動リスク

各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。経済環境にもよりますが、一般的に株式・債券等は金利が上昇した場合には価格が下落し、金利が低下した場合には価格が上昇する傾向にあり、基準価額の変動要因となります。ただし、その価格変動は経済情勢や企業業績動向等により異なり、また債券の場合には残存期間・発行条件等によっても異なります。

● 信用リスク

株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、各ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

● デリバティブに関するリスク

各ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、デリバティブとよばれる金融派生商品を売買することがあります。当該商品の取引相手の業績悪化(倒産に至る場合も含みます。)等の影響により、予め定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対売買ができない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、各ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

● 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な 流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、 基準価額の下落要因となることがあります。

● カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

● ストックコネクトに関するリスク

各ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度(以下「ストックコネクト」ということがあります。)を通じて中国のA株に投資する場合があります。ストックコネクトを通じた投資には、取引や決済に関する特有の制限で、意図した取引ができない場合や取引に特有の費用が課される場合、関係市場の休業日の違いやストックコネクトにおける取引停止により、中国本土市場の急変や株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、各ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

なお、ストックコネクトは近年創設のため、投資者が不利益を被る大きな制度変更が行なわれる可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

● 各ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が 50 億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が 50 億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

● お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

● 収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の配当等収益および売買益等の中から収益分配を行ないますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。

投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。各ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

● ファミリーファンド方式に関する留意点

各ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド(マザーファンドの投資対象ファンドを含む。)が有するリスクを間接的に受けることになります。

● 金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

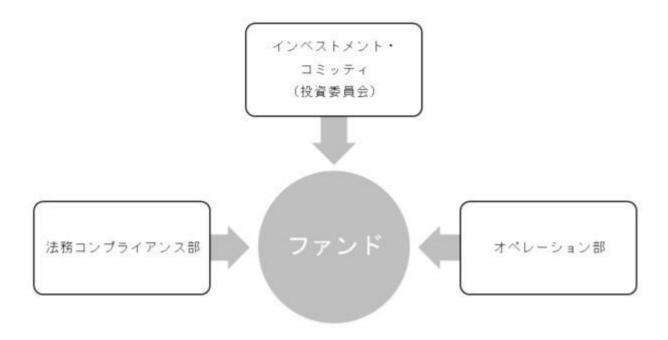
各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

<リスク管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっています。



インベストメント・コミッティー	ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運
(投資委員会)	用内容が投資目的に則しているか確認しております。
法務コンプライアンス部	法務コンプライアンス部にて、日々の運用状況について、ファン
	ドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行なうこ
	とにより、管理徹底を図っています。
 オペレーション部	
	の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。

<参考情報> 投資対象ファンドにおけるリスク管理体制

- 1. キャピタル・グループのリスク管理体制
- (1) ポートフォリオのリスク管理

インベストメント・コミッティー(投資委員会)を定期的に開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘柄の検証を行ないます。アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。

- (2) リスク管理の徹底
 - グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。
- (3) カウンターパーティー・リスク管理 グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

<コンプライアンス>

- ①運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各 種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。
- ②売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間に おいてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済指図を行なっ ており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行なっております。取引情報、決済情報等は委託会社のグル

ープ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

2. 三菱UFJ国際投信株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱UFJ国際投信株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行なっています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて 改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下のとおりです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注にかかる法令等の遵守および監視・牽制を行ないます。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

④内部監査担当部署

同社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

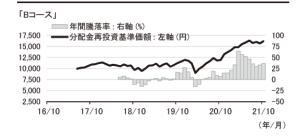
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行ない、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

※上記は2021年10月29日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

「Aコース」 ■ 年間騰落率:右軸(%) 17 500 100 →分配金再投資基準価額:左軸(円) 15 000 75 12.500 50 10.000 25 7.500 0 5.000 -252,500 -50 16/10 17/10 18/10 19/10 20/10 21/10 (年/月)



- 年間騰落率は、2018年6月から2021年10月までの各月末における1年間 の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出してい
- ます。 分配金再投資基準価額は、設定日(2017年6月27日)を10,000円とした
- 基準価額です。 基準価額では、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 ···TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

日本国債···NOMURA-BPI国债

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、 利用など同指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により 提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対し ても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の 権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。 MSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有 権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を 有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

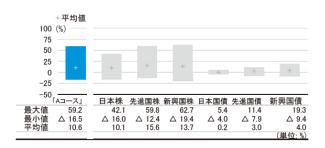
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、 野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

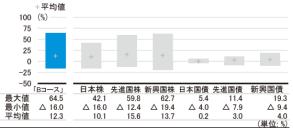
「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)を表示しております。 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権 はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較





- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。 代表的な資産クラスの膜落率は、2016年11月から2021年10月までの5年間の 各月末における1年間の機落率の最大値・扱小値・平均値を表示したものです。 ファンドの機落率は、2018年6月から2021年10月までの各月末における 1年間の腰落率の最大値・最小値・平均値を表示したもので、分配金再 投資基準価額を基に算出しています。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が定めた手数料率(3.3%(税抜3.00%)以内)を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、 販売会社にお支払いいただく費用です。

- ・自動けいぞく投資契約(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。
- ・各ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得に、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

・各ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料 および信託財産留保額はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額(消費税等相当額を含みます。)は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して<u>年率</u> 1.727% (税抜1.57%)の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および 毎計算期末または信託終了のときに各ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の	運用財産の管理、委託会	交付運用報告書等各種書
	対価として	社からの指図の実行等の	類の送付、口座内でのフ
		対価として	アンドの管理、購入後の
			情報提供等の対価として
配分(年率/税抜)	0.80%	0.02%	0.75%

[・]マザーファンドに信託報酬はかかりません。

く投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な負担>

信託起酬

年率 1.727% (税抜 1.57%)

投資対象とする外国投資信託の信託報酬 (*1)

年率 0.00%

投資対象とする国内投資信託の信託報酬 (*2)

年率 0.007%程度

実質的な負担(*3)

年率 1.734%程度(税込)

- (*1) 「ニューワールド (クラス Ch-JPY)」「ニューワールド (クラス C)」の投資顧問会社への報酬は、委託会社が支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「(4) その他の手数料等」に表示するファンド管理費用(上限年率 0.15%)が別途かかります。
- (*2)「日本短期債券ファンド」は、年率 0.143%(税抜 0.13%)を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率 0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。
- (*3) 各ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

(4)【その他の手数料等】

- ①以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財 産中から支弁することができます。
 - 1. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

- 2. 信託財産に関する法定開示のための監査費用
- 3. 信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書 および運用報告書その他法令により必要とされる書類)の作成および印刷費用等
- 4. 投資対象ファンドにかかる費用
- i 有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等
- ii 投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用
- ②上記1. に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。
- ③上記2.および3.に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支払いを受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記2.および3.に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産からご負担いただきます。
- ④上記 4. i に定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。
- ⑤上記4. ii に定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資対象ファンドの合計純資産額に対して年率10,000分の15を超えないものとします。

各ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が各ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2021年10月31日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。 また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
収益分配金のうちの普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) [2038年1月1日から] 20%(所得税15%、地方税5%) ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) [2038年1月1日から] 20%(所得税15%、地方税5%) ・特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。特定口座の 詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合

「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 配当控除制度

各ファンドは、配当控除制度は適用されません。

<法人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
収益分配金のうちの普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から 2037年12月31日まで] 15.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%) [2038年1月1日から] 15%(所得税 15%)
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から 2037年12月31日まで] 15.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%) [2038年1月1日から] 15%(所得税 15%)

- 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。
- 益金不算入制度

各ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

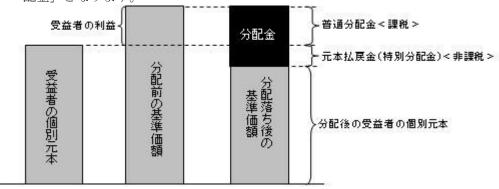
個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費 税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

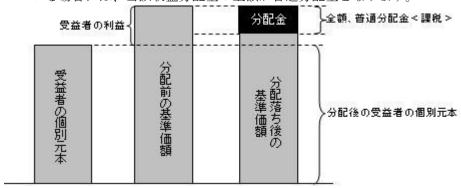
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金 (特別分配金)」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金 (特別分配金)を控除した額が「普通分配金」となります。



※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

- (注) 税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。
- 2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。 (注)税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い)

2021年10月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1, 719, 661, 624	99. 97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	389, 835	0.02
合計(純資産総額)		1, 720, 051, 459	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし)

2021年10月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	20, 457, 858, 069	99.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	59, 081, 443	0. 28
合計(純資産総額)		20, 516, 939, 512	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い)

2021年10月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2, 282, 433	0.05
投資証券	ルクセンブルク	4, 212, 101, 573	99.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	3, 487, 075	0.08
合計(純資産総額)		4, 217, 871, 081	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし)

2021年10月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	8, 981, 660	0.04
投資証券	ルクセンブルク	20, 418, 361, 260	99. 80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	29, 956, 431	0.14
合計(純資産総額)		20, 457, 299, 351	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2021年10月29日

資産の種類	国/地域名	時価合計 (円)	2021年10月29日 投資比率(%)
貝/土・ソー生が	米国	15, 887, 762, 965	25.91
	中国	9, 144, 167, 593	14. 91
	インド	6, 001, 423, 738	9.79
	フランス	3, 452, 440, 741	5. 63
	ブラジル	3, 418, 681, 483	5. 57
	台湾	2, 085, 907, 718	3. 40
	日本	1, 569, 938, 572	2. 56
	英国	1, 420, 046, 120	2. 32
	オランダ	1, 402, 377, 354	2. 29
	香港	1, 312, 107, 479	2. 14
	シンガポール	1, 261, 545, 748	2.06
	ロシア	1, 215, 643, 978	1.98
	ドイツ	1, 204, 408, 147	1. 96
	カナダ	1, 142, 325, 763	1.86
	スイス	1, 075, 826, 140	1.75
	メキシコ	549, 949, 415	0.90
	スペイン	549, 508, 442	0.90
Life. IS	南アフリカ	544, 987, 561	0.89
株式	スウェーデン	506, 749, 839	0.83
	デンマーク	467, 467, 653	0.76
	イタリア	410, 175, 559	0.67
	オーストラリア	371, 604, 467	0.61
	フィリピン	244, 600, 392	0.40
	韓国	240, 264, 480	0.39
	ギリシャ	224, 839, 959	0.37
	ハンガリー	223, 357, 805	0.36
	イスラエル	188, 273, 544	0.31
	アルゼンチン	171, 576, 158	0.28
	ベルギー	168, 839, 884	0.28
	アイルランド	134, 469, 946	0.22
	パナマ	128, 986, 533	0.21
	フィンランド	85, 079, 895	0.14
	インドネシア	81, 748, 750	0.13
	ペルー	51, 435, 039	0.08
	ウルグアイ	7, 528, 497	0.01
	ベトナム	3, 639	0.00
	メキシコ	144, 973, 728	0.24
	米国	125, 969, 063	0.21
	パナマ	79, 936, 837	0.13
債券	ウクライナ	75, 762, 485	0. 12
	アルゼンチン	65, 681, 039	0.11
	トルコ	64, 866, 572	0.11
	ガーナ	64, 384, 890	0.10
	カタール	52, 252, 244	0.09

Г	1		
	ケニア	49, 403, 393	0.08
	エジプト	48, 527, 027	0.08
	オマーン	47, 894, 006	0.08
	コスタリカ	46, 255, 682	0.08
	スリランカ	44, 239, 410	0.07
	ベラルーシ	43, 969, 090	0.07
	ドミニカ	42, 269, 195	0.07
	インドネシア	41, 130, 527	0.07
	ルーマニア	37, 114, 504	0.06
	コロンビア	33, 710, 771	0.05
	パラグアイ	33, 435, 226	0.05
	中国	31, 638, 011	0.05
	ホンジュラス	28, 554, 285	0.05
	インド	26, 690, 410	0.04
	チュニジア	25, 656, 163	0.04
	ロシア	25, 641, 230	0.04
	フィリピン	25, 147, 463	0.04
	アンゴラ	24, 800, 193	0.04
	ガボン	24, 490, 665	0.04
	ペルー	24, 351, 191	0.04
	ヨルダン	24, 320, 885	0.04
	エチオピア	24, 286, 425	0.04
	チリ	22, 298, 934	0.04
	英国	21, 659, 025	0.04
	パキスタン	18, 058, 021	0.03
	セネガル	15, 617, 845	0.03
	ベネズエラ	14, 687, 916	0.02
	コートジボワール	13, 028, 535	0.02
	マレーシア	3, 581, 791	0.01
銀行預金、その他資産(負債	責控除後)	2, 848, 127, 334	4. 64
純資産総額		61, 330, 463, 001	100.00

⁽注) 投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX) の純資産総額に対する当該 資産の時価の比率をいいます。

(参考) 日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2021年7月26日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	日本	55, 459, 000	3. 26
社債券	日本	1, 601, 941, 000	94.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	46, 138, 450	2.71
合計(純資産総額)		1, 703, 538, 450	100.01

⁽注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

⁽注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日(2021年7月26日)現在の情報です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い)

a. 上位 30 銘柄

2021年10月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	3里/1111/25/8日	投資 比率 (%)
1	日本		キャピタル・ニューワールド・マ ザーファンド(米ドル売り円買 い)	1, 071, 840, 953	1. 5948	1, 709, 371, 952	1. 6044	1, 719, 661, 624	99. 97

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2021年10月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 97
合計	99. 97

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし)

a. 上位 30 銘柄

2021年10月29日現在

JII 13	国/地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	2半 4th /全 2日	投資 比率 (%)
	日本		キャピタル・ニューワールド・マ ザーファンド(為替ヘッジなし)	11, 672, 196, 080	1. 6790	19, 598, 775, 721	1. 7527	20, 457, 858, 069	99. 71

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2021年10月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 71
合計	99. 71

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い)

a. 上位 30 銘柄

2021年10月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		キャピタル・グループ・ニューワ ールド・ファンド(LUX)(クラ ス Ch-JPY)	2, 095, 572. 922	1, 995. 56	4, 181, 843, 028	2,010	4, 212, 101, 573	99. 86
2	日本		日本短期債券ファンド (適格機関 投資家限定)	2, 166, 730	1. 0537	2, 283, 083	1. 0534	2, 282, 433	0.05

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2021年10月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.05
投資証券	99. 86
合計	99. 91

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし)

a. 上位 30 銘柄

2021年10月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)		投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		キャピタル・グループ・ニューワ ールド・ファンド(LUX)(クラ スC)	9, 172, 669. 03	2, 132. 44	19, 560, 173, 162	2, 226	20, 418, 361, 260	99. 80
2	日本		日本短期債券ファンド (適格機関 投資家限定)	8, 526, 353	1. 0537	8, 984, 218	1. 0534	8, 981, 660	0.04

⁽注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2021年10月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.04
投資証券	99. 80
슴計	99. 85

(参考) キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX)

上位 30 銘柄

2021年10月29日

順	銘柄	围/	業種	//: : 米/-	評価単価(現地通貨)(上段)	▽(エ) が (田)	投資
位	举 名作为	地域	美性	株数	通貨(下段)	評価金額(円)	比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	49, 894	324.35 米ドル	1, 838, 078, 645	3. 00
2	RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	エネルギー	318, 922	2598.6 インド・ルピー	1, 256, 274, 473	2. 05
3	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	インド	金融	389, 723	2098. 5 インド・ルピー	1, 239, 725, 781	2. 02
4	MERCADOLIBRE INC	米国	一般消費財・サ ービス	7, 054	1516.87 米ドル	1, 215, 306, 111	1. 98
5	SEA LTD CL A ADR	シンガポール	コミュニケーション・サービス	30, 007	352.73 米ドル	1, 202, 172, 644	1. 96
6	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	情報技術	477, 670	595 台湾ドル	1, 159, 809, 807	1. 89
7	SILERGY CORP	台湾	情報技術	44, 773	4515 台湾ドル	824, 927, 525	1. 35
8	ALPHABET INC CL C	米国	コミュニケーション・サービス	2, 473	2922. 58 米ドル	820, 904, 032	1. 34

9	KWEICHOW MOUTAI CO LTD A (SSE NORTH)	中国	生活必需品	25, 272	1825. 49 中国元	818, 775, 262	1. 34
10	PAYPAL HOLDINGS INC	米国	情報技術	28, 454	236.83 米ドル	765, 388, 454	1. 25
11	AIA GROUP LTD	香港	金融	560, 237	89.55 香港ドル	732, 673, 342	1. 19
12	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	米国	ヘルスケア	10, 123	620.07 米ドル	712, 938, 095	1. 16
13	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	カナダ	素材	260, 076	27.94 カナダ・ドル	668, 772, 168	1. 09
14	HDFC BANK LTD	インド	金融	274, 971	1593. 6 インド・ルピー	664, 242, 770	1. 08
15	FACEBOOK INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	18, 264	316.92 米ドル	657, 426, 809	1. 07
16	ADOBE INC	米国	情報技術	9, 005	639. 28 米ドル	653, 847, 849	1. 07
17	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	7, 003	698. 4 ユーロ	648, 860, 979	1.06
18	AIRBUS SE (BEARER)	フランス	資本財・サービス	41, 831	112 ユーロ	621, 555, 008	1.01
19	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	コミュニケーション・サービス	87, 115	488.2 香港ドル	621, 103, 146	1. 01
20	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	フランス	一般消費財・サービス	6, 868	671.7	612, 024, 679	1.00
21	PAGSEGURO DIGITAL LTD	ブラジル	情報技術	136, 601	36.63 米ドル	568, 319, 636	0. 93
22	CARL ZEISS MEDITEC AG (BEARER)	ドイツ	ヘルスケア	22, 820	175. 95 ユーロ	532, 682, 232	0.87
23	SOCIETE GENERALE	フランス	金融	141, 425	28. 335 ユーロ	531, 633, 948	0.87
24	BROADCOM INC	米国	情報技術	8, 579	529.57 米ドル	516, 014, 501	0.84
25	WOLFSPEED INC	米国	情報技術	36, 118	121.04 米ドル	496, 540, 267	0.81
26	NETFLIX INC	米国	コミュニケーション・サービス	6, 339	674.05 米ドル	485, 304, 959	0. 79
27	WUXI BIOLOGICS (CAYMAN) INC	中国	ヘルスケア	285, 542	115.2 米ドル	480, 391, 693	0. 78
28	キーエンス	日本	情報技術	7, 300	65230	476, 179, 000	0. 78
29	LI NING CO LTD	中国	一般消費財・サービス	368, 735	87.4 香港ドル	470, 650, 807	0. 77
30	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	中国	公益事業	239, 816	128 香港ドル	448, 292, 154	0.73

⁽注) 投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX) の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の 比率をいいます。

(参考) 日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細

2021年7月26日現在

		र्गा क			##. 	評		投資
国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	単価	金額	比率
		(707			(113)	(円)	(円)	(%)
日本	第87回利付国債(20年)	2. 2	2026/3/20	国債証券	50,000	110. 918	55, 459, 000	3. 26
日本	第1回クレディ・アグリコ	0.443	2022/6/9	社債券	100,000	100. 155	100, 155, 000	5.88
	ル・エス・エー非上位円貨							
	社債(2017)							
日本	第6回マラヤン・バンキン	0. 224	2023/2/13	社債券	100,000	99. 841	99, 841, 000	5.86
	グ・ベルハッド円貨社債							
	(2020)	0.10	0005 (10 (15	*1 /= //	100 000	100 000	100 000 000	5.00
日本	第 14 回アサヒグループホ	0.12	2025/10/15	社債券	100,000	100. 238	100, 238, 000	5. 88
	ールディングス(特定社債							
	間限定同順位特約付)(グ リーンボンド)							
日本	第 14 回セブン&アイ・ホ	0. 19	2025/12/19	社債券	100,000	100. 399	100, 399, 000	5. 89
日本	ールディングス(社債間限	0.13	2020/12/13	山頂亦	100,000	100. 555	100, 555, 000	0.00
	定同順位特約付)							
日本	第 15 回 Z ホールディング	0.35	2023/6/9	社債券	100,000	100. 24	100, 240, 000	5. 88
	ス(社債間限定同順位特約		, ,		,		, ,	
	付)							
日本	第 67 回神戸製鋼所(社債	0.2	2026/6/10	社債券	100,000	100. 194	100, 194, 000	5.88
	間限定同順位特約付)							
日本	第 18 回日立製作所(社債	0.06	2023/3/10	社債券	100,000	99. 944	99, 944, 000	5.87
- 1	間限定同順位特約付)		2222/2/1	11 14 11				
日本	第 50 回日本電気(社債間	0. 29	2022/6/15	社債券	100,000	100. 155	100, 155, 000	5. 88
日本	限定同順位特約付)	0.00	2022 /0 /1	社債券	100 000	100 010	100, 018, 000	5. 87
日本	第 46 回 I H I (社債間限 定同順位特約付)	0. 22	2023/9/1	江 惧	100,000	100. 018	100, 018, 000	5.87
日本	第 1 回明治安田生命 2019	0.29	2024/8/2	社債券	100,000	100.02	100, 020, 000	5.87
	基金特定目的会社特定社債							
	(一般担保付)							
日本	第 37 回丸井グループ(社	0.12	2023/12/1	社債券	100,000	99.867	99, 867, 000	5.86
	債間限定同順位特約付) (第 10 日 7 時 7 日 6 7 7 1 8 7 7 1 8 7 7 1 8 7 7 1 8 7 7 1 8 7 7 1 8 7 7 1 8 7 7 1 8 7 7 1 8 7 7 1 8 7 7 1 8	1.05	0000 /0 /0:	41 /± W	100 000	100 000	100 000 000	5.00
日本	第 19 回みずほ銀行(劣後	1.67	2022/2/24	社債券	100, 000	100.826	100, 826, 000	5. 92
日本	特約付) 第 22 回芙蓉総合リース	0.04	2022/10/28	社債券	100,000	99. 935	99, 935, 000	5. 87
日本	第 22 回美容総合サース (社債間限定同順位特約	0.04	2022/10/28	江頂牙	100,000	ყ უ. ყაე	უ უ, უა ე, 000	5.81
	付)							
日本	第 5 回イオンフィナンシャ	0. 23	2022/5/27	社債券	100,000	100. 041	100, 041, 000	5. 87
P /T*	ルサービス(社債間限定同	J. 20	2022, 0, 21	上层为	100,000	100.011	100,011,000	0.01
	順位特約付)							
日本	第 75 回アコム(特定社債	0. 309	2023/2/28	社債券	100,000	100. 171	100, 171, 000	5. 88
	間限定同順位特約付)							
日本	第5回ソフトバンク(社債	0. 1	2023/7/28	社債券	100,000	99. 897	99, 897, 000	5.86
	間限定同順位特約付)							

- (注) 投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。
- (注) 当該情報は委託会社が入手可能な直近日 (2021年7月26日) 現在の情報です。

②【投資不動産物件】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い) 該当事項はありません。 キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース (為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い) 該当事項はありません。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース (米ドル売り円買い) 該当事項はありません。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い) 該当事項はありません。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い)

期		純資産総	額(円)	1口当たり純資産額(円)		
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1期	(2017年9月20日)	12, 157, 514, 912	12, 157, 514, 912	1. 0629	1. 0629	
第2期	(2018年9月20日)	10, 691, 885, 740	10, 691, 885, 740	1.0184	1. 0184	
第3期	(2019年9月20日)	3, 833, 121, 208	3, 833, 121, 208	1.0700	1. 0700	
第4期	(2020年9月23日)	1, 860, 254, 571	1, 860, 254, 571	1. 1672	1. 1672	
第5期	(2021年9月21日)	1, 733, 177, 127	1, 733, 177, 127	1. 4764	1. 4764	
	2020年10月末日	1, 735, 670, 634	_	1. 1898		
	11 月末日	1, 840, 624, 843	_	1. 3259		
	12 月末日	1, 831, 990, 929	_	1. 3817		
	2021年 1月末日	1, 837, 605, 068		1. 4157		
	2月末日	1, 863, 532, 503		1. 4519		

3月末日	1, 789, 273, 681		1. 3974	_
4月末日	1, 849, 338, 833	_	1. 4801	_
5月末日	1, 839, 307, 795	_	1. 5015	_
6月末日	1, 881, 639, 170	_	1. 5333	_
7月末日	1, 815, 277, 791	_	1. 4987	
8月末日	1, 813, 036, 962	_	1. 5119	_
9月末日	1, 695, 875, 633	_	1. 4529	
10 月末日	1, 720, 051, 459	_	1. 4826	

⁽注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし)

期		純資産総	額(円)	1口当たり純	資産額(円)
栁		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2017年9月20日)	100, 515, 993, 513	100, 515, 993, 513	1. 0613	1. 0613
第2期	(2018年9月20日)	86, 902, 937, 284	86, 902, 937, 284	1. 0470	1. 0470
第3期	(2019年9月20日)	27, 566, 065, 906	27, 566, 065, 906	1. 0902	1. 0902
第4期	(2020年9月23日)	16, 102, 888, 856	16, 102, 888, 856	1. 1715	1. 1715
第5期	(2021年9月21日)	19, 004, 076, 713	19, 004, 076, 713	1. 5543	1. 5543
	2020年10月末日	15, 610, 677, 476	_	1. 1924	_
	11 月末日	16, 571, 698, 866		1. 3215	
	12 月末日	16, 422, 979, 911	_	1. 3722	_
	2021年 1月末日	16, 784, 241, 541	_	1. 4162	_
	2月末日	17, 408, 365, 058	_	1. 4815	_
	3月末日	17, 431, 414, 851	_	1. 4824	_
	4月末日	17, 724, 809, 594	_	1. 5498	
	5月末日	18, 102, 045, 956	_	1. 5868	
	6月末日	18, 987, 480, 197	_	1. 6318	
	7月末日	18, 652, 573, 029	_	1. 5779	
	8月末日	19, 279, 308, 915	_	1. 5988	_
	9月末日	19, 451, 637, 240	_	1. 5660	_
	10 月末日	20, 516, 939, 512		1. 6205	_

⁽注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース (米ドル売り円買い)

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年6月27日~2017年9月20日	0

第2期	2017年9月21日~2018年9月20日	0
第3期	第 3 期 2018 年 9 月 21 日~2019 年 9 月 20 日	
第4期 2019年9月21日~2020年9月23日		0
第 5 期	2020年9月24日~2021年9月21日	0

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし)

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年6月27日~2017年9月20日	0
第2期	2017年9月21日~2018年9月20日	0
第3期	2018年9月21日~2019年9月20日	0
第4期	2019年 9月 21日~2020年 9月 23日	0
第 5 期	2020年9月24日~2021年9月21日	0

③【収益率の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い)

期	計算期間	収益率(%)
第1期	2017年6月27日~2017年9月20日	6. 3
第2期	2017年9月21日~2018年9月20日	△4. 2
第3期	2018年9月21日~2019年9月20日	5. 1
第4期	2019年9月21日~2020年9月23日	9. 1
第5期	2020年9月24日~2021年9月21日	26. 5

- (注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。
- (注)収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし)

期	計算期間	収益率(%)
第1期	2017年6月27日~2017年9月20日	6. 1
第2期	2017年9月21日~2018年9月20日	△1.3
第3期	2018年9月21日~2019年9月20日	4. 1
第4期	2019年9月21日~2020年9月23日	7. 5
第 5 期	2020年9月24日~2021年9月21日	32. 7

- (注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。
- (注)収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース (米ドル売り円買い)

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	期 2017年6月27日~2017年9月20日		31, 852, 697	11, 437, 808, 223
第2期	2017年9月21日~2018年9月20日	3, 563, 413, 858	4, 502, 910, 063	10, 498, 312, 018
第3期	2018年9月21日~2019年9月20日	19, 059, 674	6, 934, 958, 838	3, 582, 412, 854
第4期	2019年9月21日~2020年9月23日	8, 838, 291	1, 997, 455, 031	1, 593, 796, 114
第 5 期	2020年9月24日~2021年9月21日	62, 996, 689	482, 906, 472	1, 173, 886, 331

- (注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。
- (注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし)

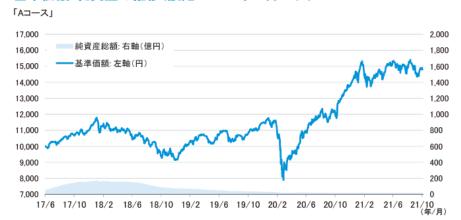
下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数 (口)
第1期	2017年6月27日~2017年9月20日	94, 867, 756, 643	161, 520, 616	94, 706, 236, 027
第2期	2017年9月21日~2018年9月20日	25, 844, 258, 312	37, 551, 744, 564	82, 998, 749, 775
第3期	2018年9月21日~2019年9月20日	138, 510, 918	57, 852, 970, 956	25, 284, 289, 737
第4期	2019年9月21日~2020年9月23日	302, 531, 892	11, 841, 213, 492	13, 745, 608, 137
第5期	2020年9月24日~2021年9月21日	2, 769, 034, 927	4, 287, 998, 311	12, 226, 644, 753

- (注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。
- (注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

≪参考情報≫

基準価額・純資産の推移(設定~2021年10月29日)



2021年10月29日現在

分配金の推移

第5期	2021年9月	0円	
第4期	2020年9月	0円	
第3期	2019年9月	0円	
第2期	2018年9月	0円	
第1期	2017年9月	0円	
	設定来累計	0円	
分配金は1万口当たり、税引前			



第5期	2021年9月	0円	
第4期	2020年9月	0円	
第3期	2019年9月	0円	
第2期	2018年9月	0円	
第1期	2017年9月	0円	
	設定来累計	0円	
分配金は1万口当たり、税引前			

主要な資産の状況(2021年10月29日現在)

「Aコース」

「Bコース」

<「Aコースマザーファンド」の主要な資産の状況>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ニューワールド(クラスCh-JPY)」	99.86
2	「日本短期債券ファンド」	0.05

<「Bコースマザーファンド」の主要な資産の状況>

順位 銘柄名		投資比率(%)
1	「ニューワールド(クラスC)」	99.80
2	「日本短期債券ファンド」	0.04

<各コースが実質的に投資するキャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等>

(2021年10月29日現在)

				(202. 10) 120 30 27
上位10	銘柄			
順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)
1	Microsoft	米国	情報技術	3.00
2	Reliance Industries	インド	エネルギー	2.13
3	Kotak Mahindra Bank	インド	金融	2.02
4	MercadoLibre	米国	一般消費財・サービス	1.98
5	SEA	シンガポール	コミュニケーション・サービス	1.96
6	TSMC	台湾	情報技術	1.89
7	Alphabet	米国	コミュニケーション・サービス	1.62
8	Silergy	台湾	情報技術	1.35
9	Kweichow Moutai	中国	生活必需品	1.34
10	PayPal	米国	情報技術	1.25

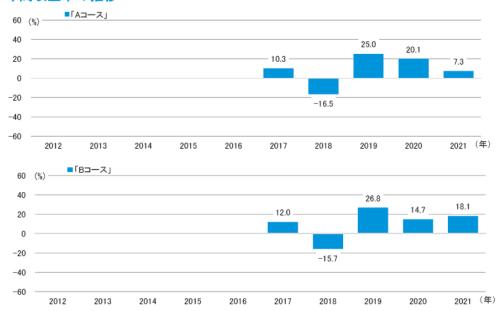
[※] キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(米ドル売り円買い)/(為替ヘッジなし)の主要投資対象であるルクセンブルク籍円建外国投資信託 証券「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)」の資産状況です。業種についてはGICS分類に基づいています。

資産別構成比率		
資産の種類	投資比率(%)	
株式	92.85	
債券	2.50	
現金・その他	4.64	

国別構成比率		
国名	投資比率(%)	
米国	26.11	
中国	14.96	
インド	9.83	
フランス	5.63	
ブラジル	5.57	
その他国	33.25	
現金・その他	4.64	

通貨別構成比率		
通貨名	投資比率(%)	
米ドル	41.44	
ユーロ	12.35	
インド・ルピー	9.29	
香港ドル	9.28	
中国元	4.46	
その他通貨	18.54	
現金・その他	4.64	

年間収益率の推移



各ファンドにはベンチマークはありません。

各ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。

2017年は設定日(2017年6月27日)から年末までの、2021年は年初から10月末までの収益率を表示。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- *ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 取得の申込みは、販売会社で受付けます。
 - ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capital group. co. jp

- (2) 取得の申込みの受付は、申込不可日(*1)を除く販売会社の営業日(*2)に行なわれます。
 - (*1) 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ (capital group. co. jp) に掲載します。
 - (*2) 原則として、午後3時までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
 - ・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。
 - ・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された各ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。
- (3) 収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。) と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。) の 2つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。
 - ・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款(販売会社によっては、 当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあ り、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。)に基づく契約を締結していただきます。なお、販売 会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わ せください。
- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得することができます。
- (5) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額と なります。
- (6) 申込手数料がかかります。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、当該申込手数料はかかりません。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- (7)「Aコース」「Bコース」間でスイッチングが可能です。
 - ・申込不可日には、スイッチングの申込みはできません。
 - ・スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様に、課税対象となります。
 - ・販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 換金の申込みは、販売会社で受付けます。
 - ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capitalgroup.co.jp

- (2) 換金の申込みの受付は、申込不可日(*1)を除く販売会社の営業日(*2)に行なわれます。
 - (*1) 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ (capital group. co. jp) に掲載します。
 - (*2) 原則として、午後3時までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
 - ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消すことができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
 - ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件 10 億円を超える換金は行なえません。また、信託財産の 残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設ける こと、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。
 - ・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- (3) 換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5) 換金手数料は、かかりません。
- (6) 換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の計算

信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。)を法令および一般社団法人 投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産 総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額(1万口当たり)は、毎営業日に算出されます。

②有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。 為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。 (主要投資対象ファンドにおける評価方法等)

主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

- (注)上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。
 - ③基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。 当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、Aコースは「NワールドA」、Bコースは「NワールドB」で表記されています。

> キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capitalgroup.co.jp

④運用報告書

委託会社は、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2017 年 6 月 27 日から、原則として、無期限です。ただし、後記(5)の①の a.、②の a. 、③の a. および⑤の b. に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として毎年9月21日から翌年9月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2017年9月20日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌 営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の 終了日とします。

(5)【その他】

- ①信託契約の解約 (繰上償還)
 - a. 委託会社は、信託期間中において、各ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により各ファンドの受益権の口数を合計した口数が 50 億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が 50 億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - c. 上記 b. の書面決議において、受益者(委託会社および各ファンドの信託財産に各ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - e. 上記 b. から上記 d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から上記 d. までに規定する各ファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。
- ②信託契約に関する監督官庁の命令
 - a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、

信託を終了させます。

- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて各ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定に 従います。
- ③委託会社の登録取消等に伴う取扱い
 - a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に 引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託 会社と受託会社との間において存続します。
- ④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本 a. によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託約款を変更することまたは各ファンドと他の投資信託との併合(投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、各ファンドの信託約款は本⑥に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項(信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、 併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下 「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、 書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週 間前までに、各ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し た書面決議の通知を発します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者(委託会社および各ファンドの信託財産に各ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、各ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b. から上記 e. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、各ファンドの信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときには適用しません。
- g. 上記 a. から f. までの規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の 投資信託との併合を行なうことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

- ⑨関係法人との契約の更改に関する手続
 - a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、 期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。
 - b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間

とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

⑩他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容
- ①信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と 再信託契約を締結し、これを委託しております。

4 【受益者の権利等】

各ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間 の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されて いる受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から 交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日(信託終了日が休業日の場合には翌営業日)から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金 (一部解約) 請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(6) 帳簿閲覧·謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 5 計算期間 (2020 年 9 月 24 日から 2021 年 9 月 21 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューワールド・ファンドAコース (米ドル売り円買い)の 2020 年 9 月 24 日から 2021 年 9 月 21 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い)の2021年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務 諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する

可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる 可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその美施時期、監査の美施適程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他 の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

【キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース (米ドル売り円買い)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 4 期 2020 年 9 月 23 日現在	第 5 期 2021 年 9 月 21 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7, 295, 209	23, 659, 581
親投資信託受益証券	1, 877, 017, 000	1, 732, 450, 557
未収入金		1, 000, 000
流動資産合計	1, 884, 312, 209	1, 757, 110, 138
資産合計	1, 884, 312, 209	1, 757, 110, 138
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5, 552, 020	7, 812, 652
未払受託者報酬	229, 111	199, 577
未払委託者報酬	17, 755, 850	15, 467, 190
未払利息	19	64
その他未払費用	520, 638	453, 528
流動負債合計	24, 057, 638	23, 933, 011
負債合計	24, 057, 638	23, 933, 011
純資産の部		
元本等		
元本	1, 593, 796, 114	1, 173, 886, 331
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	266, 458, 457	559, 290, 796
元本等合計	1, 860, 254, 571	1, 733, 177, 127
純資産合計	1, 860, 254, 571	1, 733, 177, 127
負債純資産合計	1, 884, 312, 209	1, 757, 110, 138

(単位:円) 第5期

	<i>μ</i> ,	第4期	,L.	第5期
	自 至	2019年9月21日 2020年9月23日	自 至	2020 年 9 月 24 日 2021 年 9 月 21 日
営業収益				
有価証券売買等損益		268, 194, 741		462, 813, 557
営業収益合計		268, 194, 741		462, 813, 557
営業費用				
支払利息		12, 159		9, 247
受託者報酬		568, 200		400, 999
委託者報酬		44, 035, 075		31, 077, 348
その他費用		1, 253, 019		911, 237
営業費用合計		45, 868, 453		32, 398, 831
営業利益又は営業損失(△)		222, 326, 288		430, 414, 726
経常利益又は経常損失(△)		222, 326, 288		430, 414, 726
当期純利益又は当期純損失(△)		222, 326, 288		430, 414, 726
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		67, 283, 838		87, 125, 210
期首剰余金又は期首欠損金(△)		250, 708, 354		266, 458, 457
剰余金増加額又は欠損金減少額		408, 319		31, 752, 387
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		-		_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		408, 319		31, 752, 387
剰余金減少額又は欠損金増加額		139, 700, 666		82, 209, 564
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		139, 700, 666		82, 209, 564
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		-		_
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		266, 458, 457		559, 290, 796

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎と	ファンドの計算期間	
	当ファンドの計算期間は、原則として毎年 9 月 21 日から翌年 9 月 20 日までとなっておりますが、第 5 期計算期間は信託約款の定めにより、2020 年 9 月 24 日から2021 年 9 月 21 日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

	項目	第 4 其 2020 年 9 月 2		第5期 2021年9月21	
1.	当該計算期間の末日 における受益権の総 数		1, 593, 796, 114 口		1, 173, 886, 331 口
2.	当該計算期間の末日 における1単位当た りの純資産の額	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)		1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 4764 円 (14, 764 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期			第5期		
自 2019	年 9 月 21 日		自 2020 年 9 月 24 日		
至 2020	年9月23日		至 2021 年 9 月 21 日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	一円	費用控除後の配当等収益額 A - F		
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券等損益額	В	155, 040, 211 円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券等損益額		
収益調整金額	С	43, 507, 588 円	収益調整金額 C 59,964,721 F		
分配準備積立金額	D	67, 910, 658 円	分配準備積立金額 D 156,030,023 F		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	266, 458, 457 円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 559,290,796 F		
当ファンドの期末残存口数	F	1, 593, 796, 114 □	当ファンドの期末残存口数 F 1,173,886,331 「		
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F\times 10,000$	1,671.83円	1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 4,764.42 F		
1万口当たり分配金額	Н	-円	1万口当たり分配金額 H 一F		
収益分配金金額	I=F×H/10,000	一円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 -F		

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第4期	第5期
項目	自 2019年9月21日	自 2020 年 9 月 24 日
	至 2020 年 9 月 23 日	至 2021 年 9 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人 に関する法律第2条第4項に定める証券 投資信託であり、信託約款に規定する 「運用の基本方針」に基づき、有価証券 等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリ	同左

		ーリスクに晒されております。	
3	金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に 則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況 についてファンドの基本方針及び運用計 画等に基づくモニタリングを行い、管理 徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執 行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等 の必要な措置を講じます。	同左
4.	金融商品の時価等に関する事項の 補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合には 合理的に算定された価額が含まれること もあります。当該価額の算定においては 一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期	第 5 期
項目	自 2019年9月21日	自 2020 年 9 月 24 日
	至 2020年9月23日	至 2021年9月21日
	貸借対照表上の金融商品は原則として すべて時価で評価しているため、貸借対 照表計上額と時価との差額はありませ ん。	同左
	「(重要な会計方針に係る事項に関する 注記)」に記載しております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭 債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 4 期 2020 年 9 月 23 日現在	第 5 期 2021 年 9 月 21 日現在	
但無規	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	191, 170, 643	366, 738, 968	
合計	191, 170, 643	366, 738, 968	

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

	第4期	第 5 期
項目	自 2019年9月21日	自 2020年9月24日
	至 2020 年 9 月 23 日	至 2021年9月21日
期首元本額	3, 582, 412, 854 円	1, 593, 796, 114 円
期中追加設定元本額	8, 838, 291 円	62, 996, 689 円
期中一部解約元本額	1, 997, 455, 031 円	482, 906, 472 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米 ドル売り円買い)	1, 086, 312, 113	1, 732, 450, 557	
	合計	1, 086, 312, 113	1, 732, 450, 557	

⁽注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 業務執行社員 山田信之原图

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューワールド・ファンド B コース (為替ヘッジなし) の 2020 年 9 月 24 日から 2021 年 9 月 21 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース (為替ヘッジなし) の 2021 年 9 月 21 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務 諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する

可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる 可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した

内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース (為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 4 期 2020 年 9 月 23 日現在	第 5 期 2021 年 9 月 21 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	73, 745, 129	255, 143, 436
親投資信託受益証券	16, 231, 695, 557	18, 946, 817, 924
流動資産合計	16, 305, 440, 686	19, 201, 961, 360
資産合計	16, 305, 440, 686	19, 201, 961, 360
負債の部		
流動負債		
未払解約金	48, 135, 822	39, 856, 322
未払受託者報酬	1, 956, 867	2, 003, 208
未払委託者報酬	151, 656, 580	155, 248, 660
未払利息	202	699
その他未払費用	802, 359	775, 758
流動負債合計	202, 551, 830	197, 884, 647
負債合計	202, 551, 830	197, 884, 647
純資産の部		
元本等		
元本	13, 745, 608, 137	12, 226, 644, 753
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2, 357, 280, 719	6, 777, 431, 960
元本等合計	16, 102, 888, 856	19, 004, 076, 713
純資産合計	16, 102, 888, 856	19, 004, 076, 713
負債純資産合計	16, 305, 440, 686	19, 201, 961, 360

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【領氫及U物示並可异音】		(単位:円)
	第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日	第 5 期 自 2020 年 9 月 24 日 至 2021 年 9 月 21 日
営業収益	·	
有価証券売買等損益	2, 004, 858, 006	5, 015, 122, 407
営業収益合計	2, 004, 858, 006	5, 015, 122, 407
営業費用		
支払利息	87, 579	117, 994
受託者報酬	4, 613, 324	3, 830, 551
委託者報酬	357, 532, 144	296, 867, 641
その他費用	1, 583, 587	1, 547, 361
営業費用合計	363, 816, 634	302, 363, 547
営業利益又は営業損失(△)	1, 641, 041, 372	4, 712, 758, 860
経常利益又は経常損失 (△)	1, 641, 041, 372	4, 712, 758, 860
当期純利益又は当期純損失 (△)	1, 641, 041, 372	4, 712, 758, 860
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	533, 455, 463	999, 003, 676
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2, 281, 776, 169	2, 357, 280, 719
剰余金増加額又は欠損金減少額	40, 606, 850	1, 507, 379, 150
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	40, 606, 850	1, 507, 379, 150
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 072, 688, 209	800, 983, 093
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	1, 072, 688, 209	800, 983, 093
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	_
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2, 357, 280, 719	6, 777, 431, 960

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎と	ファンドの計算期間
	当ファンドの計算期間は、原則として毎年 9 月 21 日から翌年 9 月 20 日までとなっておりますが、第 5 期計算期間は信託約款の定めにより、2020 年 9 月 24 日から2021 年 9 月 21 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第 4 期 2020 年 9 月 2:		第 5 期 2021 年 9 月 21	
1.	当該計算期間の末日 における受益権の総 数		13, 745, 608, 137 □		12, 226, 644, 753 □
2.	当該計算期間の末日 における1単位当た りの純資産の額	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)		1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 5543 円 (15, 543 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第	54期		第5期
自 2019	年9月21日		自 2020 年 9 月 24 日
至 2020	年9月23日		至 2021 年 9 月 21 日
分配金の計算過程			分配金の計算過程
項目			項目
費用控除後の配当等収益額	A	-円	費用控除後の配当等収益額 A -
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券等損益額	В	1, 107, 552, 587 円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券等損益額
収益調整金額	С	352, 452, 326 円	収益調整金額 C 1,653,839,053
分配準備積立金額	D	897, 275, 806 円	分配準備積立金額 D 1,409,746,864
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2, 357, 280, 719 円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 6,777,431,960
当ファンドの期末残存口数	F	13, 745, 608, 137 □	当ファンドの期末残存口数 F 12,226,644,753
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F\times10,000$	1,714.92円	1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 5,543.15
1万口当たり分配金額	Н	-円	1万口当たり分配金額 H -
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 -

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第4期	第5期
項目	自 2019年9月21日	自 2020 年 9 月 24 日
	至 2020 年 9 月 23 日	至 2021 年 9 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人 に関する法律第2条第4項に定める証券 投資信託であり、信託約款に規定する 「運用の基本方針」に基づき、有価証券 等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリ	同左

ĺ		ーリスクに晒されております。	
3.		委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に 則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況 についてファンドの基本方針及び運用計 画等に基づくモニタリングを行い、管理 徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執 行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部 署等が速やかに協議を行ない訂正処理等 の必要な措置を講じます。	同左
4.	金融商品の時価等に関する事項の 補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合には 合理的に算定された価額が含まれること もあります。当該価額の算定においては 一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期	第 5 期
項目	自 2019年9月21日	自 2020 年 9 月 24 日
	至 2020年9月23日	至 2021年9月21日
	貸借対照表上の金融商品は原則として すべて時価で評価しているため、貸借対 照表計上額と時価との差額はありませ ん。	同左
	「(重要な会計方針に係る事項に関する 注記)」に記載しております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭 債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 4 期 2020 年 9 月 23 日現在	第 5 期 2021 年 9 月 21 日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1, 428, 598, 144	4, 261, 912, 903
合計	1, 428, 598, 144	4, 261, 912, 903

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

	第4期	第 5 期
項目	自 2019年9月21日	自 2020年9月24日
	至 2020年9月23日	至 2021年9月21日
期首元本額	25, 284, 289, 737 円	13, 745, 608, 137 円
期中追加設定元本額	302, 531, 892 円	2, 769, 034, 927 円
期中一部解約元本額	11,841,213,492円	4, 287, 998, 311 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為 替ヘッジなし)	11, 291, 309, 848	18, 946, 817, 924	
合計		11, 291, 309, 848	18, 946, 817, 924	

⁽注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(米ドル売り円買い)

「キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い)」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(米ドル売り円買い)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

	(単位:円)
	2021年9月21日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14, 491, 242
投資信託受益証券	2, 283, 083
投資証券	3, 749, 864, 252
流動資産合計	3, 766, 638, 577
資産合計	3, 766, 638, 577
負債の部	
流動負債	
未払金	1,000,000
未払解約金	1, 000, 000
未払利息	39
流動負債合計	2, 000, 039
負債合計	2, 000, 039
純資産の部	
元本等	
元本	2, 360, 635, 570
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	1, 404, 002, 968
元本等合計	3, 764, 638, 538
純資産合計	3, 764, 638, 538
負債純資産合計	3, 766, 638, 577

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、	投資信
	託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	投資証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、	投資証
	券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2021年9月21日現在	
1.	計算日における受益権の総数		2, 360, 635, 570 □
2.	計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.5948 円
		(1 万口当たり純資産額)	(15,948円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	項目	自 2020 年 9 月 24 日 至 2021 年 9 月 21 日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3.	金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画 等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4.	金融商品の時価等に関する事項の 補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2020 年 9 月 24 日 至 2021 年 9 月 21 日	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	表計上額と時価との差額はありません。 (1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿係額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2021 年 9 月 21 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2, 167
投資証券	627, 972, 286
合計	627, 974, 453

⁽注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2021 年 9 月 21 日現在
同計算期間の期首元本額	2, 316, 704, 288 円
同計算期間の追加設定元本額	717, 442, 722 円
同計算期間の一部解約元本額	673, 511, 440 円
計算日の元本額※	2, 360, 635, 570 円
※元本額の内訳	
キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い)	1, 086, 312, 113 円
キャピタル・ニューワールド・ファンドF (米ドル売り円買い)	1, 274, 323, 457 円

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証 券	日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	2, 166, 730. 00	2, 283, 083	
投資信託受益証	投資信託受益証券 合計		2, 283, 083	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX)(クラス Ch-JPY)	1, 876, 808. 935	3, 749, 864, 252	
投資証券 合計		1, 876, 808. 935	3, 749, 864, 252	
合計		4, 043, 538. 935	3, 752, 147, 335	

⁽注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし)

「キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース (為替ヘッジなし)」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

	(単位:円)
	2021年9月21日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	49, 965, 132
投資信託受益証券	8, 984, 218
投資証券	18, 907, 432, 211
流動資産合計	18, 966, 381, 561
資産合計	18, 966, 381, 561
負債の部	
流動負債	
未払金	20, 000, 000
未払利息	136
流動負債合計	20, 000, 136
負債合計	20, 000, 136
純資産の部	
元本等	
元本	11, 291, 309, 848
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	7, 655, 071, 577
元本等合計	18, 946, 381, 425
純資産合計	18, 946, 381, 425
負債純資産合計	18, 966, 381, 561

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、	投資信
	託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	投資証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、	投資証
	券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2	2021年9月21日現在
1.	計算日における受益権の総数		11, 291, 309, 848 🏻
2.	計算日における1単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額	1. 6780 円
		(1 万口当たり純資産額)	(16, 780 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020 年 9 月 24 日 至 2021 年 9 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商に係るリスク	品 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体	制 委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画 等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項 補足説明	の 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2020 年 9 月 24 日 至 2021 年 9 月 21 日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2021 年 9 月 21 日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	8, 527
投資証券	4, 248, 888, 270
合計	4, 248, 896, 797

⁽注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

	3 - 1 - 117 -
項目	2021 年 9 月 21 日現在
同計算期間の期首元本額	13, 058, 483, 956 円
同計算期間の追加設定元本額	1, 574, 736, 858 円
同計算期間の一部解約元本額	3, 341, 910, 966 円
計算日の元本額※	11, 291, 309, 848 円
※元本額の内訳	
キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース (為替ヘッジなし)	11, 291, 309, 848 円

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証 券	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	8, 526, 353. 00	8, 984, 218	
投資信託受益証	券 合計	8, 526, 353. 00	8, 984, 218	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX)(クラスC)	8, 872, 563. 215	18, 907, 432, 211	
投資証券 合計		8, 872, 563. 215	18, 907, 432, 211	
	合計	17, 398, 916. 215	18, 916, 416, 429	

⁽注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX)

「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い)」、および「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし)」は、円建ての「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX)」(ルクセンブルク籍外国投資法人(以下、当外国投資法人といいます。)の発行する外国投資証券)を主な投資対象としております。

当外国投資法人を含むアンブレラファンド (CIF) については、2020 年 12 月 31 日付けで、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。この財務書類は独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コオペラティブの監査を受けております。以下の「投資明細表」および「損益および純資産変動計算書」は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX)

投資明細表

Capital Group New World Fund (LUX) As at 31 December 2020

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchange listing				-
Bonds				
Angola				
Angola Government Bond, 144A 8% 26/11/2029	USD	285,000	268,624	0.07
Angola Government Bond, Reg. S 9.5% 12/11/2025	USD	200,000	208,321	0.05
			476,945	0.12
Argentina		WWW.	Horiston	80,000
Argentina Government Bond 1% 09/07/2029	USD	44,592	19,542	0.01
Argentina Government Bond 0.125% 09/07/2030	USD	118,383		0.01
Argentina Government Bond 0.125% 09/07/2035	USD	483,016		0.04
Argentina Government Bond 0.125% 09/01/2038	USD	135,086		0.01
Argentina Government Bond 0.125% 09/07/2041	USD	687,000	260,716	0.07
			562,564	0.14
Belarus				
Belarus Government Bond, Reg. S 6.875%	1100	200 000	200 607	0.05
28/02/2023	USD	200,000		0.05
D			209,627	0.05
Brazil Petrobras Global Finance BV 6.85% 05/06/2115	USD	50,000	62.445	0.01
			E-Wyseley V	0.01
Cameroon			02,440	0.01
Cameroon Government Bond, Reg. S 9.5% 19/11/2025	USD	200,000	223,230	0.05
		120	223,230	0.05
China				
State Grid Overseas Investment 2016 Ltd., 144A	11000	22427222	1222222	10211202
4.25% 02/05/2028	USD	200,000	232,970	0.06
			232,970	0.06
Colombia Colombia Government Bond 10.375% 28/01/2033	USD	200,000	324 000	0.08
Colombia dovernment bond 10.575% 20/01/2055	USD	200,000		0.08
Costa Rica			324,000	0.08
Costa Rica Government Bond, Reg. S 6.125%				
19/02/2031	USD	400,000	374,500	0.09
			19,542 48,603 177,811 55,892 260,716 562,564 209,627 209,627 62,445 62,445 223,230 223,230 223,230 232,970 232,970 324,000 374,500 374,500 122,375 120,875 17,801	0.09
Dominican Republic			N-	
Dominican Republic Government Bond, 144A 6.85%			G10212-102162-2011	
27/01/2045 Dominican Republic Government Bond, Reg. S	USD	100,000	122,375	0.03
6.875% 29/01/2026	USD	100,000	120,875	0.03
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 11%				
06/11/2026	DOP	900,000	17,801	-
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 11.375% 06/07/2029	DOP	1,500,000	31,028	0.01
Dominican Republic Government Bond, Reg. S	COT	1,000,000	31,020	0.01
5.875% 30/01/2060	USD	150,000	165,750	0.04
		95.00	457,829	0.11

Capital Group New World Fund (LUX) (continued) As at 31 December 2020

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Egypt				
Egypt Government Bond, Reg. S 8.15% 20/11/2059	USD	400,000	441,413	0.11
		100000000000000000000000000000000000000	441,413	0.11
Ethiopia				
Ethiopia Government Bond, Reg. S 6.625%	10022		222 237	70.00
11/12/2024	USD	260,000	265,244	0.06
			265,244	0.06
Gabon Covernment Bond, Box S 6 059; 16/06/2025	USD	200,000	214,750	0.05
Gabon Government Bond, Reg. S 6.95% 16/06/2025	030	200,000		
the dome			214,750	0.05
Honduras Honduras Government Bond, Reg. S 6.25%				
19/01/2027	USD	240,000	278,640	0.07
			278,640	0.07
India				
Export-Import Bank of India, Reg. S 3.25%				
15/01/2030	USD	230,000	246,607	0.06
			246,607	0.06
Indonesia				
Indonesia Government Bond, Reg. S 6.625% 17/02/2037	USD	100,000	142,691	0.03
Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III, Reg. S	USD	100,000	142,091	0.03
4.55% 29/03/2026	USD	200,000	231,896	0.06
			374,587	0.09
Ivory Coast				
Ivory Coast Government Bond, 144A 4.875%				100000000000000000000000000000000000000
30/01/2032	EUR	100,000	125,938	0.03
			125,938	0.03
Jordan	LICE	000 000	001.015	0.05
Jordan Government Bond, 144A 5.75% 31/01/2027	USD	200,000	221,015	0.05
Design to			221,015	0.05
Kazakhstan Kazakhstan Government Bond, Reg. S 5.125%				
21/07/2025	USD	295,000	349,447	0.08
		V5.550,100010	349,447	0.08
Kenya			3333333	
Kenya Government Bond, Reg. S 8% 22/05/2032	USD	200,000	233,539	0.06
		***************************************	233,539	0.06
Mexico			2017(34 0007)	(1000-000)
Braskem Idesa SAPI, Reg. S 7.45% 15/11/2029	USD	200,000	188,000	0.05
Mexico City Airport Trust, Reg. S 4.25% 31/10/2026	USD	200,000	212,212	0.05
Mexico Government Bond 5% 27/04/2051 Petroleos Mexicanos, 144A 6.875% 16/10/2025	USD	200,000 70,000	249,700 76,818	0.06
reduced medicalist, 1440 0.070 to 10/10/2020	000	70,000		
			726,730	0.18

Capital Group New World Fund (LUX) (continued) As at 31 December 2020

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Pakistan				
Pakistan Government Bond, Reg. \$ 7.875%				
31/03/2036	USD	260,000	269,890	0.07
		1	269,890	0.07
Panama				
Panama Government Bond 3,875% 17/03/2028	USD	200,000	229,969	0.06
Panama Government Bond 8.125% 28/04/2034	USD	100,000	147,001	0.03
20			376,970	0.09
Peru	1100	102 000	156 745	0.04
Peru Government Bond 6.55% 14/03/2037	USD	103,000	156,745	0.04
Peru Government Bond 2.78% 01/12/2060	USD	85,000	85,935	0.02
			242,680	0.06
Qatar Consument Bond, 1444 4 59, 23/04/2029	LICO	200 000	242 675	0.06
Qatar Government Bond, 144A 4.5% 23/04/2028 Qatar Government Bond, 144A 3.75% 16/04/2030	USD	200,000	242,675 241,659	0.06
Gatar Government Bond, 144A 5.75% 10/04/2030	030	205,000		
D. marala			484,334	0.12
Romania Romania Government Bond, 144A 5.125%				
15/06/2048	USD	266,000	341,145	0.09
Romania Government Bond, Reg. S 4.625%		200,000	2.7.1.	
03/04/2049	EUR	82,000	135,639	0.03
		0.000,000	476,784	0.12
Russian Federation				1500 (16.5)
Russian Foreign Bond - Eurobond, Reg. S 4.375%				
21/03/2029	USD	200,000	233,741	0.06
			233,741	0.06
Senegal		10.50000000		53955
Senegal Government Bond, 144A 4.75% 13/03/2028	EUR	115,000	150,167	0.04
			150,167	0.04
Serbia		1072/2010/2019	101316574354	2002
Serbia Government Bond, 144A 3.125% 15/05/2027	EUR	105,000	144,461	0.03
		-	144,461	0.03
Sri Lanka				
Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6.85%	1100	222 222	101 510	0.00
03/11/2025 Sri Lanka Government Bond, Reg. S 7.85%	USD	200,000	121,610	0.03
14/03/2029	USD	200,000	116.150	0.03
Sri Lanka Government Bond, Reg. S 7.55%				10710710
28/03/2030	USD	200,000	115,470	0.03
			353,230	0.09
Tunisia				
Banque Centrale de Tunisie International Bond, Reg. S				
6.75% 31/10/2023	EUR	100,000	116,802	0.03
			116,802	0.03
Turkey		90000000	210000000000	
	USD	90,000	131,518	

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Turkey Government Bond 5.75% 11/05/2047	USD	400,000	381,994	0.10
		20.000 COOK COOK 1	513,512	0.13
Ukraine				
Ukraine Government Bond, Reg. S 7.75% 01/09/2027	USD	210,000	238,842	0.06
Ukraine Government Bond, Reg. S 9.75% 01/11/2028 Ukraine Government Bond, Reg. S 7.375%	USD	200,000	246,630	0.06
25/09/2032	USD	200,000	220,375	0.05
			705,847	0.17
United States of America				
US Treasury 6.875% 15/08/2025	USD	275,000	357,618	0.08
US Treasury 6.375% 15/08/2027	USD	290,000	399,781	0.10
			757,399	0.18
Venezuela	100000	1 20 20 20	20 0.00	
Venezuela Government Bond, Reg. S 7% 01/12/2018 [§] Venezuela Government Bond, Reg. S 7.75%	USD	23,000	2,231	-
13/10/2019	USD	283,000	27,451	0.01
Venezuela Government Bond, Reg. S 6% 09/12/2020 [§] Venezuela Government Bond, Reg. S 12.75%	USD	213,000	20,661	0.01
23/08/20229	USD	30,000	2,910	000 //
Venezuela Government Bond, Reg. S 9% 07/05/2023 [§] Venezuela Government Bond, Reg. S 8.25%	USD	314,000	30,458	0.01
13/10/2024 [§] Venezuela Government Bond, Reg. S 7.65%	USD	107,000	10,379	
21/04/2025 [§] Venezuela Government Bond, Reg. S 11.75%	USD	46,000	4,462	0.7
21/10/2026	USD	23,000	2,231	
Venezuela Government Bond 9.25% 15/09/2027 ⁵	USD	62,000	6,045	1.5
Venezuela Government Bond, Reg. S 9.25% 07/05/2028 ⁶	USD	116,000	11,252	
Venezuela Government Bond, Reg. S 11.95% 05/08/2031 ⁶	USD	39,000	3,783	
05/06/2031	030	39,000	111	0.03
Total Bonds			121,863	0.03 2.77
			11,349,700	2.77
Equities Argentina				
Globant SA	USD	1,028	223,703	0.05
Loma Negra Cia Industrial Argentina SA, ADR	USD	57,742	355,113	0.09
Luna Negla dia muusulai Aigenulia da, ADN	000	57,742	578,816	0.14
Australia		7	070,010	V.1.4
Atlassian Corp. plc 'A'	USD	1,958	457,918	0.11
CSL Ltd.	AUD	5,643	1,231,966	0.30
IDP Education Ltd.	AUD	40,266	616,205	0.15
			2,306,089	0.56
Belgium		puntuess		(10mm-107 N
Anheuser-Busch InBev SA/NV	EUR	17,223	1,199,518	0.29
Umicore SA	EUR	8,399	403,140	0.10
			1,602,658	0.39

[§] Security is currently in default.

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Brazil				
Azul SA, ADR Preference	USD	34,522	787,792	0.19
B3 SA - Brasil Bolsa Balcao	BRL	255,261	3,045,912	0.74
BB Seguridade Participacoes SA	BRL	27,738	158,230	0.04
BR Malls Participacoes SA	BRL	321,606	612,972	0.15
CCR SA	BRL	836,558	2,169,427	0.53
Gerdau SA, ADR Preference	USD	352,195	1,644,751	0.40
Gerdau SA Preference	BRL	34,631	163,014	0.04
Gol Linhas Aereas Inteligentes SA, ADR Preference	USD	7,350	72,177	0.02
Gol Linhas Aereas Inteligentes SA Preference	BRL	81,628	391,938	0.10
Hypera SA	BRL	111,758	736,920	0.18
Itausa SA Preference	BRL	47,820	107,991	0.03
JBS SA	BRL	24,542	111,791	0.03
Lojas Americanas SA	BRL	36,930	145,397	0.03
[BRL		240,088	0.04
Lojas Americanas SA Preference	BRL	47,435		0.53
Notre Dame Intermedica Participacoes SA		142,854	2,154,554	
Odontoprev SA	BRL	51,247	143,553	0.03
Pagseguro Digital Ltd. 'A'	USD	111,157	6,322,610	1.54
Petroleo Brasileiro SA, ADR Preference	USD	9,904	109,538	0.03
Petroleo Brasileiro SA, ADR	USD	376,434	4,227,354	1.03
Petroleo Brasileiro SA Preference	BRL	17,594	95,994	0.02
Raia Drogasil SA	BRL	153,661	740,763	0.18
Rumo SA	BRL	211,290	782,646	0.19
StoneCo Ltd. 'A'	USD	69,285	5,814,397	1.42
Vale SA, ADR	USD	146,275	2,451,569	0.60
Vale SA	BRL	166,544	2,803,949	0.69
XP, Inc. 'A'	USD	46,776	1,855,604	0.45
			37,890,931	9.26
Canada				
Barrick Gold Corp.	USD	13,497	307,462	0.07
CCL Industries, Inc. 'B'	CAD	9,066	411,599	0.10
Fairfax Financial Holdings Ltd.	CAD	1,511	515,003	0.13
First Quantum Minerals Ltd.	CAD	123,612	2,218,976	0.54
Turquoise Hill Resources Ltd.	CAD	5,030	62,554	0.02
Turquoise Hill Resources Ltd.	USD	15,861	196,993	0.05
along a little			3,712,587	0.91
China Aier Eye Hospital Group Co. Ltd. 'A'	CNY	55,732	638,211	0.16
Alibaba Group Holding Ltd., ADR	USD			0.18
	0.000	1,412	328,615	
Alibaba Group Holding Ltd.	HKD	190,234	5,707,670	1.39
Alibaba Health Information Technology Ltd.	HKD	160,500	474,102	0.12
A-Living Smart City Services Co. Ltd., Reg. S	HKD	65,500	290,644	0.07
BeiGene Ltd., ADR	USD	4,514	1,166,372	0.28
BeiGene Ltd.	HKD	5,600	113,409	0.03
Beijing Oriental Yuhong Waterproof Technology Co.	12707	1000100	92002502020	1001000
Ltd. 'A'	CNY	52,353	310,605	0.08
Bilibili, Inc., ADR	USD	4,774	409,227	0.10
CanSino Biologics, Inc., Reg. S 'H'	HKD	31,158	709,374	0.17
Centre Testing International Group Co. Ltd. 'A'	CNY	103,500	433,162	0.11
Chengdu Hongqi Chain Co. Ltd. 'A'	CNY	105,399	106,530	0.03

nvestments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Ne Assets
China Gas Holdings Ltd.	HKD	536,867	2,132,939	0.52
China Meidong Auto Holdings Ltd.	HKD	78,000	316,932	0.08
China Merchants Bank Co. Ltd. 'H'	HKD	57,900	365,962	0.09
China Overseas Land & Investment Ltd.	HKD	139,500	303,384	0.07
China Resources Gas Group Ltd.	HKD	108,000	574,657	0.14
China Tower Corp. Ltd., Reg. S 'H'	HKD	2,296,000	337,627	0.08
Chindata Group Holdings Ltd., ADR	USD	16.713	400,443	0.10
CIFI Holdings Group Co. Ltd.	HKD	580,803	492,215	0.12
Dada Nexus Ltd., ADR	USD	2,400	87,600	0.02
ENN Energy Holdings Ltd.	HKD	157,516	2,312,214	0.56
Foshan Haitian Flavouring & Food Co. Ltd. 'A'	CNY	91,071	2,792,651	0.68
GDS Holdings Ltd. 'A'	HKD	23,800	277,374	0.0
Gree Electric Appliances, Inc. of Zhuhai 'A'	CNY	85,644	811,155	0.20
Guangzhou Baiyun International Airport Co. Ltd. 'A'	CNY	146,869	317,328	0.08
Guangzhou Kingmed Diagnostics Group Co. Ltd. 'A'	CNY	33,383	654,000	0.16
Hangzhou Hikvision Digital Technology Co. Ltd. 'A'	CNY	19,056	141,351	0.03
Hangzhou Tigermed Consulting Co. Ltd. 'A'	CNY	22,000	543,659	0.13
Han's Laser Technology Industry Group Co. Ltd. 'A'	CNY	74,900	489,614	0.12
Hefei Meiya Optoelectronic Technology, Inc. 'A'	CNY	25,500	172,657	0.0
Inner Mongolia Yili Industrial Group Co. Ltd. 'A'	CNY	49,000	332,446	0.08
JD Health International, Inc., Reg. S	HKD	70,300	1,360,215	0.3
JD.com, Inc. 'A'	HKD	11,550	509,529	0.13
Jiangsu Hengrui Medicine Co, Ltd. 'A'	CNY	75,720	1,290,521	0.3
Jonjee Hi-Tech Industrial And Commercial Holding Co.	City	191120	1,200,024	67,00
Ltd. 'A'	CNY	25,800	262,939	0.06
JOYY, Inc., ADR	USD	5,116	409,178	0.10
KE Holdings, Inc., ADR	USD	8,405	517,244	0.13
Kingdee International Software Group Co. Ltd.	HKD	302,702	1,233,853	0.30
Kweichow Moutai Co. Ltd. 'A'	CNY	24,672	7,537,640	1.8
Li Ning Co. Ltd.	HKD	120,235	826,645	0.2
Longfor Group Holdings Ltd., Reg. S	HKD	48,000	281,098	0.0
Lufax Holding Ltd.	USD	27,489	390,344	0.10
Meituan Dianping, Reg. S 'B'	HKD	50,748	1,928,469	0.4
Midea Group Co. Ltd. 'A'	CNY	29,684	446,817	0.1
NetEase, Inc.	HKD	18,800	357,936	0.09
Nongfu Spring Co. Ltd. 'H'	HKD	196,817	1,393,786	0.3
		40,269	**************************************	
OneConnect Financial Technology Co. Ltd., ADR	USD		793,702	0.19
People's Insurance Co. Group of China Ltd. (The) 'H'	HKD	645,000	204,671	0.0
Pharmaron Beijing Co. Ltd. 'A'	CNY	25,700	473,146	0.12
Pharmaron Beijing Co. Ltd., Reg. S 'H'	HKD	42,900	724,919	0.18
PICC Property & Casualty Co. Ltd. 'H'	HKD	351,000	265,770	0.0
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. 'A'	CNY	3,318	44,130	0.0
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. 'H'	HKD	132,967	1,629,403	0.40
Pop Mart International Group Ltd., Reg. S	HKD	77,700	815,342	0.20
Shanghai International Airport Co. Ltd. 'A'	CNY	247,879	2,867,752	0.70
Shimao Group Holdings Ltd.	HKD	123,500	393,482	0.10
Tencent Holdings Ltd.	HKD	103,215	7,509,015	1.8
TravelSky Technology Ltd. 'H'	HKD	66,000	159,201	0.0
WuXi AppTec Co. Ltd. 'A'	CNY	46,960	967,377	0.2
WuXi AppTec Co. Ltd., Reg. S 'H'	HKD	44,328	867,982	0.2
Wuxi Biologics Cayman, Inc., Reg. S	HKD	259,042	3,434,981	0.84
Xpeng, Inc., ADR	USD	42,322	1,812,651	0.44

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Yunnan Baiyao Group Co. Ltd. 'A'	CNY	66,236	1,150,557	0.28
Zai Lab Ltd., ADR	USD	37,388	5,060,092	1.24
Zhongsheng Group Holdings Ltd.	HKD	65,500	466,804	0.11
			72,931,320	17.82
Denmark			70-040-7-0-7-0-7-0-7-0-7-0-7-0-7-0-7-0-7	13-13-2-2-2
Carlsberg A/S 'B'	DKK	5,406	865,329	0.21
Chr Hansen Holding A/S	DKK	2,656	273,081	0.07
DSV PANALPINA A/S	DKK	6,243	1,045,214	0.26
Novo Nordisk A/S 'B'	DKK	10,764	753,801	0.18
			2,937,425	0.72
Finland Nokia OYJ	EUR	77,024	296,498	0.07
Hona 013	LON	77,024	296,498	0.07
France			230,430	0.07
Air Liquide SA	EUR	2,431	398,700	0.10
Airbus SE	EUR	23,745	2,604,345	0.64
Arkema SA	EUR	4,318	493,220	0.12
BioMerieux	EUR	9,267	1,306,447	0.32
Danone SA	EUR	2,048	134,504	0.03
Edenred	EUR	11,005	623,948	0.15
Engie SA	EUR	26,481	405,029	0.10
EssilorLuxottica SA	EUR	10,251	1,597,326	0.39
Hermes International	EUR	1,917	2,059,938	0.50
JCDecaux SA	EUR	4,347	98,935	0.02
Kering SA	EUR	2,574	1,869,107	0.46
L'Oreal SA	EUR	626	237,685	0.06
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	EUR	5,603	3,497,062	0.85
Pernod Ricard SA	EUR	3,795	726,950	0.18
Peugeot SA	EUR	3,814	104,230	0.03
Safran SA	EUR	15,616	2,212,011	0.54
Societe Generale SA	EUR	119,029	2,475,199	0.60
TOTALSE	EUR	7,442	320,931	80.0
			21,165,567	5.17
Germany adidas AG	EUR	3 204	1 166 030	0.28
BASF SE	EUR	3,204 4,734	1,166,030 374,295	0.20
	EUR	504	44,473	0.09
Bayerische Motoren Werke AG Carl Zeiss Meditec AG	EUR	19,868	2,643,193	0.65
Delivery Hero SE, Reg. S	EUR	22,241	3,450,681	0.84
Henkel AG & Co. KGaA Preference	EUR	2,719 9,541	306,590 731,516	0.07
LANXESS AG SAP SE	EUR EUR			0.18
Volkswagen AG Preference	EUR	1,117 3,458	146,310 643,893	0.16
		,,,,,	9,506,981	2.32
Greece			-10.4414-4	
Alpha Bank AE	EUR	190,391	221,939	0.06
Eurobank Ergasias SA	EUR	414,692	293,124	0.07
JUMBO SA	EUR	42,290	734,139	0.18
			1,249,202	0.31

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Hong Kong				
AIA Group Ltd.	HKD	438,037	5,367,789	1.31
CK Asset Holdings Ltd.	HKD	122,863	630,761	0.15
ESR Cayman Ltd., Reg. S	HKD	218,579	783.816	0.19
	HKD			0.19
Galaxy Entertainment Group Ltd.		268,592	2,087,426	
Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd.	HKD	14,810	811,905	0.20
Jardine Matheson Holdings Ltd.	USD	5,752	322,112	0.08
Melco Resorts & Entertainment Ltd., ADR	USD	39,425	731,334	0.18
Shangri-La Asia Ltd.	HKD	220,000	196,093	0.05
Shimao Services Holdings Ltd., Reg. S	HKD	598,264	922,965	0.23
Wynn Macau Ltd.	HKD	226,400	380,232	0.09
Human			12,234,433	2.99
Hungary Wizz Air Holdings plc, Reg. S	GBP	21,284	1,328,392	0.33
			1,328,392	0.33
India	1414		1 000 011	2.11
Asian Paints Ltd.	INR	48,445	1,832,911	0.45
AU Small Finance Bank Ltd., Reg. S	INR	24,639	287,504	0.07
Avenue Supermarts Ltd., Reg. S	INR	13,738	519,606	0.13
Axis Bank Ltd.	INR	20,429	173,472	0.04
Bajaj Finance Ltd.	INR	25,465	1,845,448	0.45
Bajaj Finserv Ltd.	INR	4,505	549,124	0.13
Bharti Airtel Ltd.	INR	86,620	604,239	0.15
Coforge Ltd.	INR	2,052	75,970	0.02
Embassy Office Parks REIT	INR	90,795	427,734	0.11
Havells India Ltd.	INR	12,569	157,595	0.04
HDFC Bank Ltd., ADR	USD	7,400	534,724	0.13
HDFC Bank Ltd.	INR	231,632	4,553,229	1.11
HDFC Life Insurance Co. Ltd., Reg. S	INR	107,239	992,879	0.24
ICICI Bank Ltd., ADR	USD	48,825	725,539	0.18
ICICI Bank Ltd.	INR	35,904	262,914	0.06
Indus Towers Ltd.	INR	181,095	569,798	0.14
ITC Ltd.	INR	112,438	321,614	0.08
Kotak Mahindra Bank Ltd.	INR			
		269,402	7,357,835	1.80
Lupin Ltd.	INR	12,918	172,703	0.04
Maruti Suzuki India Ltd.	INR	2,733	286,124	0.07
Reliance Industries Ltd.	INR	15,151	231,700	0.06
Reliance Industries Ltd.	INR	282,268	7,669,438	1.87
Shree Cement Ltd.	INR	1,774	583,015	0.14
United Spirits Ltd.	INR	51,996	411,492	0.10
Indonesia			31,146,607	7.61
Indonesia This DT	IDE	1 205 100	E00.051	
Astra International Tbk. PT	IDR	1,395,100	598,254	0.15
Bank Central Asia Tbk. PT	IDR	179,600	432,702	0.11
Telekomunikasi Indonesia Persero Tbk. PT	IDR	438,100	103,211	0.02
United Tractors Tbk, PT	IDR	31,800	60,205	0.01
Ireland			1,194,372	0.29
Flutter Entertainment plc	GBP	1,235	255,187	0.06
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []		0.5050000000		
Ryanair Holdings plc, ADR	USD	5,031	553,309	0.14
			808,496	0.20

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Israel	11			
Nice Ltd., ADR	USD	916	259,723	0.06
Teva Pharmaceutical Industries Ltd., ADR	USD	55,050	531,232	0.13
tera Frantisceutical modelines cto., ADN	000	30,000	790,955	0.19
Italy		-	, 50,500	0.11
Enel SpA	EUR	49,766	503,153	0.12
Ferrari NV	EUR	1,429	329,334	0.08
UniCredit SpA	EUR	170,498	1,592,993	0.39
			2,425,480	0.59
Japan				
Asahi Intecc Co. Ltd.	JPY	39,800	1,451,232	0.35
Asahi Kasei Corp.	JPY	12,300	125,615	0.03
Daikin Industries Ltd.	JPY	2,300	510,542	0.13
Fast Retailing Co. Ltd.	JPY	500	447,775	0.11
Hamamatsu Photonics KK	JPY	3,000	171,420	0.04
Hoya Corp.	JPY	2,700	373,144	0.09
Japan Tobacco, Inc.	JPY	9,500	193,395	0.05
Keyence Corp.	JPY	6,600	3,707,327	0.91
Kirin Holdings Co. Ltd.	JPY	8,514	200,698	0.05
Komatsu Ltd.	JPY	7,900	215,566	0.05
Nidec Corp.	JPY	5,500	691,395	0.17
Olympus Corp.	JPY	42,400	926,595	0.23
Shin-Etsu Chemical Co. Ltd.	JPY	5,575	974,026	0.24
Shionogi & Co. Ltd.	JPY	17,300	944,124	0.23
Shiseido Co. Ltd.	JPY	4,900	338,641	0.08
SMC Corp.	JPY	1,649	1,005,322	0.25
SoftBank Group Corp.	JPY	3,900	304,355	0.07
Sony Corp.	JPY	10,100	1,006,038	0.25
Suzuki Motor Corp.	JPY	8,300	384,394	0.09
Tokyo Electron Ltd.	JPY	1,800	669,411	0.16
Unicharm Corp.	JPY	5,000	236,889	0.06
			14,877,904	3.64
Mexico	0.000.000	-	2012000 00000	7075-855
America Movil SAB de CV, ADR 'L' Banco Santander Mexico SA Institucion de Banca	USD	103,664	1,507,275	0.37
Multiple Grupo Financiero Santand	MXN	123,810	126,364	0.03
Fomento Economico Mexicano SAB de CV	MXN	60,642	458,148	0.11
Kimberly-Clark de Mexico SAB de CV 'A'	MXN	157,960	269,809	0.07
Wal-Mart de Mexico SAB de CV, ADR 'V'	USD	2,994	84,251	0.02
Wal-Mart de Mexico SAB de CV	MXN	102,983	289,705	0.07
			2,735,552	0.67
Netherlands	man.	2 521	075 005	12.21
Akzo Nobel NV	EUR	3,504	376,099	0.09
ASML Holding NV	EUR	6,150	2,986,852	0.73
Heineken NV	EUR	2,605	290,298	0.07
IMCD NV	EUR	9,592	1,221,608	0.30
Koninklijke DSM NV	EUR	3,814	656,040	0.16
	\$100 to 14 person	10 000	1.069.142	0.26
Koninklijke Philips NV	EUR	19,990		
Koninklijke Philips NV Prosus NV	EUR	3,063	330,636 6,930,675	0.08

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Panama				
Copa Holdings SA 'A'	USD	4,740	366,070	0.09
3.7.7.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	3.75		366,070	0.09
Peru			000,000	1001000
Credicorp Ltd.	USD	464	76,105	0.02
			76,105	0.02
Philippines				
Ayala Land, Inc.	PHP	657,800	560,226	0.14
Bank of the Philippine Islands	PHP	83,790	141,937	0.03
International Container Terminal Services, Inc.	PHP	426,030	1,095,603	0.27
			1,797,766	0.44
Poland	PLN	12 277	202 202	0.07
Allegro.eu SA, Reg. S	PLN	13,377	303,298	0.07
Russian Federation			303,298	0.07
Alrosa PJSC	USD	253,899	337,622	0.08
Gazprom PJSC, ADR	USD	76,718	429,160	0.11
Moscow Exchange MICEX-RTS PJSC	RUB	65,794	141,978	0.03
Moscow Exchange MICEX-RTS PJSC	USD	68,467	147,746	0.03
Rosneft Oil Co. PJSC, Reg. S, GDR	USD	125,249	706,404	0.04
Sberbank of Russia PJSC, ADR	USD	120,026	1,742,778	0.17
	USD	14,147	465,436	0.43
TCS Group Holding plc, Reg. S, GDR Yandex NV 'A'	USD		1,908,232	0.11
randex NV A	USD	27,425		
Singapore			5,879,356	1.44
Sea Ltd., ADR	USD	25,131	5,002,326	1.22
		o compositions	5,002,326	1.22
South Africa				
AngloGold Ashanti Ltd., ADR	USD	20,426	462,036	0.12
AngloGold Ashanti Ltd.	ZAR	7,138	166,377	0.04
Capitec Bank Holdings Ltd.	ZAR	17,926	1,747,648	0.43
Discovery Ltd.	ZAR	54,763	572,189	0.14
MTN Group	ZAR	91,421	374,456	0.09
Naspers Ltd. 'N'	ZAR	12,601	2,589,100	0.63
			5,911,806	1.45
South Korea	(9,200)		2201000	22502
Hugel, Inc.	KRW	4,233	731,803	0.18
Hyundai Motor Co.	KRW	1,186	209,622	0.05
Samsung Electronics Co. Ltd. Preference	KRW	4,365	295,741	0.07
Samsung Electronics Co. Ltd.	KRW	29,858	2,226,363	0.55
Post /			3,463,529	0.85
Spain	FILE	1.507	111 107	0.00
Amadeus IT Group SA 'A'	EUR	1,527	111,107	0.03
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	EUR	178,341	879,107	0.22
Grifols SA, ADR Preference	USD	3,230	59,561	0.01
Grifols SA Preference 'B'	EUR	22,297	420,027	0.10
Grifols SA	EUR	8,427	245,841	0.06

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Industria de Diseno Textil SA	EUR	10,088	320,917	0.08
			2,036,560	0.50
Sweden				
Atlas Copco AB 'B'	SEK	3,753	167,999	0.04
Epiroc AB 'B'	SEK	17,310	292,441	0.07
Evolution Gaming Group AB, Reg. S	SEK	15,228	1,545,084	0.38
Hexagon AB 'B'	SEK	8,820	803,787	0.20
			2,809,311	0.69
Switzerland		10/12/02	4111111111111	1011910
ABB Ltd.	CHF	7,965	222,315	0.05
Alcon, Inc.	CHF	5,413	359,766	0.09
Cie Financiere Richemont SA	CHF	11,171	1,010,475	0.25
Givaudan SA	CHF	152	640,416	0.16
Logitech International SA	CHF	3,649	354,142	0.09
Nestle SA	CHF	15,740	1,853,668	0.45
Novartis AG	CHF	5,414	511,557	0.12
SIG Combibloc Group AG	CHF	12,115	281,082	0.07
Sika AG	CHF	6,861	1,873,929	0.46
Straumann Holding AG	CHF	598	696,755	0.17
UBS Group AG	CHF	21,802	307,095	0.07
			8,111,200	1.98
Taiwan		G-990 V 3 DAM	VSSR-SR v. Pet Swiff S	10003509
MediaTek, Inc.	TWD	25,000	664,638	0.16
Silergy Corp.	TWD	29,000	2,487,366	0.61
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	TWD	384,670	7,255,858	1.77
			10,407,862	2.54
Thailand Airports of Thailand PCL	THB	226,600	470,823	0.12
Kasikornbank PCL	THB		125,567	0.12
Kasikornbank PCL	IND	33,000	The state of the s	0.03
United Kingdom		73	596,390	0.15
AstraZeneca plc	GBP	22,605	2,264,020	0.55
BHP Group pic	GBP	18,531	487,817	0.12
British American Tobacco plc	GBP	11,290	418,090	0.12
	GBP	1.185	46,638	0.10
Diageo plc	GBP			0.01
Experian plc		5,443	206,700	
GVC Holdings plc	GBP	9,252	143,412	0.04
Halma pic	GBP	11,591	388,183	0.10
Hikma Pharmaceuticals plc	GBP	13,159	453,112	0.11
Informa plc	GBP	20,360	152,854	0.04
InterContinental Hotels Group plc	GBP	2,498	160,211	0.04
Network International Holdings plc, Reg. S	GBP	123,380	551,047	0.14
Reckitt Benckiser Group plc	GBP	5,146	460,371	0.11
Rio Tinto plc	GBP	10,307	770,987	0.19
Royal Dutch Shell plc 'B'	GBP	43,635	751,495	0.18
Spirax-Sarco Engineering plc	GBP	2,771	428,006	0.10
Unilever plc	EUR	7,420	449,289	0.11
Vivo Energy plc, Reg. S	GBP	81,431	94,653	0.02
Vodafone Group plc	GBP	319,806	528,913	0.13
			8,755,798	2.14

nvestments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
United States of America				
Abbott Laboratories	USD	19,510	2,136,150	0.52
Accenture plc 'A'	USD	4,200	1,097,082	0.27
Activision Blizzard, Inc.	USD	12,149	1,128,035	0.28
Adobe, Inc.	USD	6,578	3,289,789	0.80
Advanced Micro Devices, Inc.	USD	6,381	585,201	0.14
AES Corp. (The)	USD	33,904	796,744	0.19
Air Lease Corp.	USD	4,004	177,858	0.04
Airbnb, Inc. 'A'	USD	977	143,424	0.04
Alphabet, Inc. 'A'	USD	337	590,640	0.14
Alphabet, Inc. 'C'	USD	2,212	3,875,159	0.95
Amcor plc, CDI	AUD	16,294	192,699	0.08
American Tower Corp., REIT	USD	4,352	976,850	0.24
Amphenol Corp. 'A'	USD	1,593	208,317	0.05
Apple, Inc.	USD	8,064	1,070,012	0.26
Aptiv plc	USD	1,353	176,282	0.04
Aspen Technology, Inc.	USD	1,859	242,135	0.06
Autodesk, Inc.	USD	1,196	365,187	0.09
Baxter International, Inc.	USD	4,647	372,875	0.09
BioMarin Pharmaceutical, Inc.	USD	17,301	1,517,125	0.37
Boeing Co. (The)	USD	1,163	248,952	0.0
Booking Holdings, Inc.	USD	429	955,499	0.23
Broadcom, Inc.	USD	8,400	3,677,940	0.90
Carrier Global Corp.	USD	2,370	89,396	0.02
Celanese Corp.	USD	1,433	186,204	0.08
Chevron Corp.	USD	3,113	262,893	0.00
Chubb Ltd.	USD	1,490	229,341	0.00
CMC Materials, Inc.	USD	792	119,830	0.03
	USD	3,522	288,628	0.0
Cognizant Technology Solutions Corp. 'A' Colgate-Palmolive Co.	USD	1,899	162,383	0.04
- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	USD			
Constellation Brands, Inc. 'A'	USD	1,089	238,545	0.06
Cree, Inc.		24,606	2,605,775	
Danaher Corp.	USD	1,995	443,169	0.11
Domino's Pizza, Inc.	USD	718	275,324	0.07
Dow, Inc.	USD	3,147	174,658	0.04
Elastic NV	USD	1,554	227,086	0.00
Electronic Arts, Inc.	USD	8,949	1,285,076	0.3
EPAM Systems, Inc.	USD	5,108	1,830,452	0.45
Facebook, Inc. 'A'	USD	17,805	4,863,614	1.19
FleetCor Technologies, Inc.	USD	2,031	554,118	0.14
Fortive Corp.	USD	7,380	522,652	0.13
Freeport-McMoRan, Inc. 'B'	USD	38,179	993,418	0.24
General Motors Co.	USD	51,980	2,164,447	0.53
Herbalife Nutrition Ltd.	USD	4,093	196,669	0.08
Huntsman Corp.	USD	9,807	246,548	0.0
Inphi Corp.	USD	3,111	499,222	0.12
Intel Corp.	USD	2,752	137,105	0.03
KLA Corp.	USD	553	143,177	0.0
Levi Strauss & Co. 'A'	USD	4,533	91,023	0.02
Linde plc	USD	2,867	755,483	0.18
Marriott International, Inc. 'A'	USD	3,989	526,229	0.13
Mastercard, Inc. 'A'	USD	14,261	5,090,321	1.24
McCormick & Co., Inc. (Non-Voting)	USD	1,246	119,118	0.03

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Medtronic plc	USD	3,834	449.115	0.11
MercadoLibre, Inc.	USD	5,149	8,625,708	2.11
Mettler-Toledo International, Inc.	USD	160	182,349	0.04
Micron Technology, Inc.	USD	3.748	281,775	0.07
Microsoft Corp.	USD	39,896	8,873,668	2.17
Mondelez International, Inc. 'A'	USD	8,194	479,103	0.12
Moody's Corp.	USD	3,107	901,776	0.22
Netflix, Inc.	USD	4,689	2,535,483	0.62
New Fortress Energy, Inc.	USD	9,350	501,066	0.12
NIKE, Inc. 'B'	USD	6,845	968,362	0.24
ON Semiconductor Corp.	USD	8,155	266,913	0.07
PayPal Holdings, Inc.	USD	19,877	4,655,193	1.14
PerkinElmer, Inc.	USD	10,472	1,502,732	0.37
Pfizer, Inc.	USD	16,809	618,739	0.15
S&P Global, Inc.	USD	2,229	732,739	0.18
Samsonite International SA, Reg. S	HKD	171,086	303,223	0.07
Schlumberger Ltd.	USD	16,604	362,465	0.09
Thermo Fisher Scientific, Inc.	USD	8,148	3,795,175	0.93
TransDigm Group, Inc.	USD	1,106	684,448	0.17
Trimble, Inc.	USD	14,037	937,250	0.23
VeriSign, Inc.	USD	509	110,148	0.03
Viatris, Inc.	USD	2,105	39,448	0.01
Visa, Inc. 'A'	USD	4,481	980,129	0.24
Vontier Corp.	USD	3,063	102,304	0.02
Wyndham Hotels & Resorts, Inc.	USD	9,397	558,558	0.14
Wynn Resorts Ltd.	USD	736	83,043	0.02
Yum! Brands, Inc.	USD	5,046	547,794	0.13
Zoetis, Inc.	USD	2,977	492,693	0.12
			89,717,258	21.93
Vietnam Vinhomes JSC, Reg. S	VND	7	27	
viiitoties 300, neg. o	VIVO	M.	27	
Total Equities			373,885,602	91.38
Warrants				
Switzerland				
Cie Financiere Richemont SA 22/11/2023	CHF	14,438	3,751	25
			3,751	-
Total Warrants			3,751	-
Total Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchange listing			385,239,053	94.15

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated market				0
Bonds				
Malaysia	Trial land agent in	2000		Tradition of
Malaysia Government Bond 3.828% 05/07/2034	MYR	135,000	35,762	0.01
			35,762	0.01
Mexico	110,000	naaraan.		
Petroleos Mexicanos 6.49% 23/01/2027	USD	20,000	21,007	-
Petroleos Mexicanos 6.875% 04/08/2026	USD	65,000	71,110	0.02
			92,117	0.02
Total Bonds			127,879	0.03
Total Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated market			127,879	0.03
Recently issued securities				
Convertible Bonds United States of America BioMarin Pharmaceutical, Inc., 144A 1.25%.	11 susceptive	1.25.00-24-52-01	esterial in the	
15/05/2027	USD	11,000	11,550	-
			11,550	-
Total Convertible Bonds			11,550	-
Total Recently issued securities			11,550	
Other transferable securities and money market instruments				
Equities				
United Kingdom				
NMC Health pic*	GBP	7,422	102	
			102	-
Total Equities			102	-
Warrants				
China				
Aier Eye Hospital Group Co. Ltd. 25/06/2021*	USD	2,178	24,567	0.01
Aier Eye Hospital Group Co. Ltd. 30/06/2021*	USD	5,434	62,227	0.02
Aier Eye Hospital Group Co. Ltd. 08/07/2022*	USD	43,716	500,609	0.12
WuXi AppTec Co. Ltd. 20/05/2021*	USD	37,968	782,141	0.19
			1,369,544	0.34
Total Warrants			1,369,544	0.34
Total Other transferable securities and money market instruments			1,369,646	0.34

^{*} Security is valued at its fair value under the direction of the Board of Directors of the Company.

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS Luxembourg JPMorgan USD Treasury CNAV Fund - JPM USD Treasury CNAV Institutional (dist.)	USD	9,366,529	9,366,529	2.29
freasury CNAV institutional (dist.)	OSD	5,300,325	9,366,529	2.29
Total Collective Investment Schemes - UCITS			9,366,529	2.29
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			9,366,529	2.29
Total Investments			396,114,657	96.81
Cash			13,402,078	3.28
Other assets/(liabilities)			(344,791)	(0.09)
Total net assets			409,171,944	100.00

Financial Futures Contracts									
Security Description	Number of Contracts	Currency	Global Exposure USD	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets				
US 10 Year Ultra Bond, 22/03/2021	(2)	USD	(312,719)	573	-				
Total Unrealised Gain on Financial Futu	res Contracts			573	_				
US Ultra Bond, 22/03/2021	2	USD	427,125	(2,735)	-				
Total Unrealised Loss on Financial Futu	res Contracts			(2,735)	- 2				
Net Unrealised Loss on Financial Future	es Contracts			(2,162)	_				

Forward Cu	rrency Exchange C	ontracts								
Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net			
AUD Hedge	d Share Class	11100100010		11-1-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12	100000000000000000000000000000000000000					
AUD	4,187,677	USD	3,164,717	15/01/2021	J.P. Morgan	64,211	0.02			
EUR Hedge	d Share Class									
EUR	33,142,786	USD	40,328,142	15/01/2021	J.P. Morgan	171,881	0.04			
USD	2,733,640	EUR	2,226,844	15/01/2021	J.P. Morgan	12,468	-			
JPY Hedged	Share Class									
JPY	3,013,192,098	USD	28,987,717	15/01/2021	J.P. Morgan	198,228	0.05			
USD	243,145	JPY	25,100,000	15/01/2021	J.P. Morgan	25	-			
Unrealised	Gain on NAV Hedg	ed Share Clas	ses Forward Curr	ency Exchange (Contracts	ts 446,813				
Total Unrea	lised Gain on Forw	ard Currency	Exchange Contra	cts		446,813	0.11			
USD	400,157	EUR	329,350	19/01/2021 (Goldman Sachs	(2,342)	-			
Unrealised	Loss on Forward C	urrency Excha	inge Contracts			(2,342)	-			
EUR Hedge	d Share Class									
EUR	595,498	USD	730,926	15/01/2021	J.P. Morgan	(3,235)				
JPY Hedged	Share Class				0.000					
JPY	97,687,094	USD	947,657	15/01/2021	J.P. Morgan	(1,455)				
USD	393,395	JPY	40,700,000	15/01/2021	J.P. Morgan	(827)				
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts							-			
Total Unrea	(7,859)	-								
Net Unreali	sed Gain on Forwa	rd Currency E	xchange Contract	ts		438,954	0.11			

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX) 損益および純資産変動計算書 2020 年 12 月 31 日現在

(USD)

収益	
債券および転換社債に係る利息(源泉徴収税額控除後)	771, 003
受取配当金(源泉徴収税額控除後)	3, 363, 467
その他収益	7, 339
銀行預金利息	110, 879
スワップ取引	
収益小計	4, 252, 688
費用	
運用報酬	1, 242, 369
管理手数料	328, 068
年次税	60, 879
専門家サービス	147, 996
デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料	80,770
印刷費用	7, 763
その他費用	15, 512
スワップ取引	_
当座貸越利息 *	_
費用小計	1, 883, 357
費用の払戻し	154, 490
投資純利益/(損失) (a)	2, 523, 821
実現純利益/(損失)	
投資有価証券の売却取引	16, 855, 521
金融先物取引	19, 155
為替取引	2, 379, 731
スワップ取引	
当期実現純利益/(損失) (b)	19, 254, 407
未実現評価利益/(損失)の増減	
投資有価証券	61, 631, 590
金融先物取引	-2, 162
スワップ取引	_
為替取引	145, 964
当期未実現評価利益/(損失)の増減(c)	61, 775, 392
当期損益(a+b+c)	83, 553, 620
配当金の分配	-230, 314
当期投資証券の差引増減額	-59, 779, 731
期首純資産総額	385, 628, 369
期末純資産総額	409, 171, 944
	===, 1, 1, 0, 11

*主に中央銀行が実施するマイナス金利政策によるものです。 添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)

「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い)」および「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし)」の投資対象である「日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)」は、「日本短期債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、同マザーファンドにおける計算日直近の組入有価証券は次のとおりであります。本情報は同マザーファンドの投信運用会社である三菱 UFJ 国際投信株式会社からの資料に基づき委託会社が作成したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

なお、同ファンド(「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」)は、三菱 UFJ 国際投信株式会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、設定日(2007 年 9 月 26 日)より各計算期間の財務諸表について、監査を受けております。なお、直近の計算期間は 2020 年 7 月 23 日から 2021 年 7 月 26 日までとなっております。ただし、同マザーファンド(「日本短期債券マザーファンド」)は当該監査の対象ではありません。

「日本短期債券マザーファンド」の組入有価証券の状況

(有価証券明細表)

(2021年7月26日現在)

	Impacy 74/15 24/					評価額	
国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	単価 (円)	評価金額(円)
日本	第 87 回利付国債 (20 年)	2. 2	2026/3/20	国債証券	50,000	110. 918	55, 459, 000
日本	第 1 回クレディ・アグリコル・エス・エー非上位円貨社債 (2017)	0. 443	2022/6/9	社債券	100,000	100. 155	100, 155, 000
日本	第 6 回マラヤン・バンキン グ・ベルハッド円貨社債 (2020)	0. 224	2023/2/13	社債券	100,000	99. 841	99, 841, 000
日本	第 14 回アサヒグループホールディングス(特定社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	0. 12	2025/10/15	社債券	100, 000	100. 238	100, 238, 000
日本	第 14 回セブン&アイ・ホールディングス (社債間限定同順位特約付)	0. 19	2025/12/19	社債券	100, 000	100. 399	100, 399, 000
日本	第 15 回 Z ホールディングス (社債間限定同順位特約付)	0.35	2023/6/9	社債券	100, 000	100. 24	100, 240, 000
日本	第 67 回神戸製鋼所(社債間限定同順位特約付)	0. 2	2026/6/10	社債券	100, 000	100. 194	100, 194, 000
日本	第 18 回日立製作所(社債間 限定同順位特約付)	0.06	2023/3/10	社債券	100, 000	99. 944	99, 944, 000
日本	第 50 回日本電気(社債間限 定同順位特約付)	0. 29	2022/6/15	社債券	100, 000	100. 155	100, 155, 000
日本	第 46 回 I H I (社債間限定 同順位特約付)	0. 22	2023/9/1	社債券	100, 000	100. 018	100, 018, 000
日本	第 1 回明治安田生命 2019 基 金特定目的会社特定社債 (一 般担保付)	0. 29	2024/8/2	社債券	100,000	100.02	100, 020, 000
日本	第 37 回丸井グループ(社債 間限定同順位特約付)	0. 12	2023/12/1	社債券	100, 000	99. 867	99, 867, 000
日本	第 19 回みずほ銀行(劣後特 約付)	1. 67	2022/2/24	社債券	100, 000	100. 826	100, 826, 000
日本	第 22 回芙蓉総合リース(社 債間限定同順位特約付)	0.04	2022/10/28	社債券	100, 000	99. 935	99, 935, 000
日本	第 5 回イオンフィナンシャル サービス(社債間限定同順位 特約付)	0.23	2022/5/27	社債券	100,000	100. 041	100, 041, 000
日本	第 75 回アコム (特定社債間 限定同順位特約付)	0. 309	2023/2/28	社債券	100, 000	100. 171	100, 171, 000
日本	第 5 回ソフトバンク (社債間 限定同順位特約付)	0. 1	2023/7/28	社債券	100, 000	99. 897	99, 897, 000
	合 言	+			1, 650, 000		1, 657, 400, 000

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース (米ドル売り円買い)

2021年10月29日現在

I	資産総額	1,723,220,727円
П	負債総額	3, 169, 268円
Ш	純資産総額 (I – II)	1,720,051,459円
IV	発行済口数	1, 160, 172, 112 □
V	1 口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 4826円

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース (為替ヘッジなし)

2021年10月29日現在

I	資産総額	20, 591, 598, 923円
П	負債総額	74, 659, 411円
Ш	純資産総額 (I – II)	20, 516, 939, 512円
IV	発行済口数	12, 661, 001, 365 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 6205円

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い)

2021年10月29日現在

I	資産総額	4, 229, 871, 123円
Π	負債総額	12,000,042円
Ш	純資産総額 (I – II)	4, 217, 871, 081円
IV	発行済口数	2, 629, 002, 380 □
V	1 口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 6044円

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし)

2021年10月29日現在

Ι	資産総額	20, 567, 299, 734円
П	負債総額	110, 000, 383円
Ш	純資産総額 (I – II)	20, 457, 299, 351円
IV	発行済口数	11, 672, 196, 080 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 7527円

(参考) 日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)

2021年7月26日現在

Ι	資産総額	136, 355, 896円
Π	負債総額	100, 547円
Ш	純資産総額 (I – II)	136, 255, 349円
IV	発行済口数	129, 286, 925 □
V	1 口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 0539円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 受益権の帰属と受益証券の不発行
 - 各ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。
 - ①各ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め各ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
 - ②委託会社は、各ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - ③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名 式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求 を行なわないものとします。
 - ④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振 法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知が あった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
 - ⑤受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録 されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替 口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が 必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けること ができます。
- ④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (3) 名義書換についての手続き、取扱場所等 該当事項はありません。
- (4) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って 取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2021年10月29日現在)

資本金の額 4億5,000万円 発行可能株式総数 7万5,000株 発行済株式総数 5万6,400株

過去5年間における資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2021年10月29日現在)

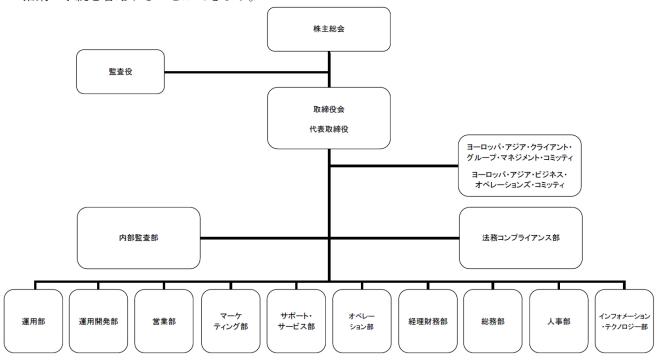
①会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は 株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数を もってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって 定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取 締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヵ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



②投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を 決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー(投資委員会)においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行な うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また 「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年10月29日現在、次のとおりです(ただし、親投資信託は除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	31	701, 633
合計	31	701,633

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自2020年7月1日 至2021年6月30日)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年9月21日

キャピタル・インターナショナル株式会社

中 取 締 役 会 御

> 有限責任監査法人ト ー マ 東 京

指定有限青仟社員

水野龍也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会 社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2020年7月1日から 2021年6月30日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日を もって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されてい る。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表 を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表 を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切 であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することに ある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(1)【貸借対照表】

(1)【真旧对黑衣】		前事業年度		当事業年度	
		(2020年6月	30 日現在)	(2021年6月	30 日現在)
AND	注記	内訳	金額	内訳	金額
科目 	番号	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(資産の部)					
I.流動資産					
1. 現金・預金			3, 890, 164		4, 497, 345
2. 前払費用			47, 514		45, 519
3. 未収入金	*2		672, 368		848, 738
4. 未収委託者報酬			1, 050, 938		1, 754, 830
5. 未収運用受託報酬			298, 524		391, 894
6. 立替金			5, 129		14, 199
流動資産計			5, 964, 639		7, 552, 527
Ⅱ. 固定資産					
1. 有形固定資産			104, 659		142, 105
建物	*1	7, 811		7, 266	
器具備品	*1	96, 848		134, 838	
2. 無形固定資產			472		968
ソフトウェア		472		968	
3. 投資その他の資産			516, 524		614, 369
(1)投資有価証券		100		_	
(2)保険積立金		12, 187		12, 737	
(3)長期差入保証金		273, 832		281, 265	
(4)繰延税金資産		230, 405		320, 367	
固定資産計			621, 656		757, 443
資産合計			6, 586, 296		8, 309, 970
(負債の部)					
I. 流動負債					
1. 預り金			26, 243		25, 968
2. 未払金			1, 163, 049		1, 730, 535
(1)未払手数料		627, 877		1, 017, 522	
(2)その他未払金	*2	535, 171		713, 013	
3. 未払費用			89, 982		97, 322
4. 未払法人税等			75, 274		128, 683
5. 未払消費税等			78, 265		475, 615
6. 未払賞与			_		1, 450
7. 賞与引当金			144, 570		198, 138
8. 役員賞与引当金			_		27, 500
流動負債計			1, 577, 386		2, 685, 214
Ⅲ.固定負債			. ,		, , , ,
1. 退職給付引当金			1, 534, 348		1, 692, 415
2. 役員退職慰労引当金			_		6, 312
3. 資産除去債務			254, 260		257, 857
固定負債計			1, 788, 609		1, 956, 585

負債合計		3, 365, 995		4, 641, 800
(純資産の部)				
I. 株主資本				
1. 資本金		450,000		450, 000
2. 資本剰余金		582, 736		582, 736
資本準備金	582, 736		582, 736	
3. 利益剰余金		2, 187, 563		2, 635, 433
その他利益剰余金	2, 187, 563		2, 635, 433	
繰越利益剰余金	2, 187, 563		2, 635, 433	
株主資本計		3, 220, 300		3, 668, 170
純資産合計		3, 220, 300		3, 668, 170
負債・純資産合計		6, 586, 296		8, 309, 970

(2)【損益計算書】

(2)【領益司昇音】		前事業	4年度	小中 3	发 在 使	
				当事業年度 (自 2020 年 7 月 1 日		
		(自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)		至 2021 年 6 月 30 日)		
	注記	生 2020 年 内訳	金額	至 2021 ¹ 内訳	+ 6 月 30 日 <i>)</i> 金額	
科目	番号	(千円)	並領 (千円)	(千円)	金領 (千円)	
	留万	(十円)	(干円)	(十円)	(十円)	
I. 営業収益						
1. 香禾松血 1. 委託者報酬			3, 581, 405		4, 472, 870	
2. 運用受託報酬			1, 889, 452		5, 408, 389	
3. その他営業収益	*1*2		5, 134, 824		6, 435, 245	
営業収益計	<u>ጥ1</u> ጥ		10, 605, 681		16, 316, 505	
□			10, 000, 001		10, 310, 303	
1. 支払手数料	*1*2		6, 791, 025		11, 465, 752	
2. 広告宣伝費	<u> ተ</u> ነተረ		91, 222		82, 855	
3. 調査費			326, 245		322, 105	
4. 営業雑経費			37, 722		31, 275	
(1)通信費		16, 170	31, 122	15, 449	31, 270	
(2)印刷費		10, 712		9, 030		
(3)協会費		10, 839		6, 796		
営業費用計		10, 003	7, 246, 215	0, 130	11, 901, 988	
Ⅲ. 一般管理費			1, 240, 210		11, 301, 300	
1. 給料			1, 721, 079		2, 568, 030	
(1)役員報酬		135, 359	1, 121, 013	430, 182	2, 000, 000	
(2)給料・手当		986, 805		1, 075, 757		
(3)賞与		454, 344		836, 451		
(4)賞与引当金繰入額		144, 570		198, 138		
(5)役員賞与引当金繰入額		_		27, 500		
2. 交際費			16, 399	,	2,610	
3. 寄付金			6, 988		7, 985	
4. 旅費交通費			81, 688		11, 832	
5. 租税公課			40, 632		49, 760	
6. 不動産賃借料			355, 264		354, 036	

7、月10分4人1.井.日	104.010	100.005
7. 退職給付費用	184, 312	192, 305
8. 役員退職慰労引当金繰入額	_	6, 450
9. 固定資産減価償却費	23, 943	26, 453
10. 器具備品賃借料	9, 467	5, 089
11. 消耗品費	16, 491	5, 768
12. 事務委託費	48, 519	106, 445
13. 採用費	46, 636	33, 004
14. 福利厚生費	211, 784	284, 659
15. 共通発生経費負担額	166, 628	224, 189
16. 諸経費	7, 553	9, 907
一般管理費計	2, 937, 389	3, 888, 529
営業利益	422, 076	525, 987
IV. 営業外収益		
1. 有価証券売却益	_	45
2. 受取利息及び配当金	4, 411	4, 408
3. 為替差益	3, 059	_
4. 雑収入	243	_
営業外収益計	7, 714	4, 453
V. 営業外費用		
1. 為替差損	_	20, 924
2. 固定資産除却損	398	_
営業外費用計	398	20, 924
経常利益	429, 393	509, 516
税引前当期純利益	429, 393	509, 516
法人税、住民税及び事業税	100, 331	151, 608
法人税等調整額	△27, 726	△89, 961
当期純利益	356, 788	447, 869

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位:千円)

	資本剰余金		剰余金	利益乗	余金		
	資本金	資本	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本	純資産 合計
		準備金	合計	繰越利益	合計	合計	
				剰余金			
当期首残高	450, 000	582, 736	582, 736	1,830,775	1, 830, 775	2, 863, 511	2, 863, 511
当期変動額							
当期純利益				356, 788	356, 788	356, 788	356, 788
株主資本以外の項目の							
当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	356, 788	356, 788	356, 788	356, 788
当期末残高	450, 000	582, 736	582, 736	2, 187, 563	2, 187, 563	3, 220, 300	3, 220, 300

(単位:千円)

							(中區・111)
株主資本							
		資本剰余金			余金		
	資本金	資本	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計
		準備金	合計	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残高	450, 000	582, 736	582, 736	2, 187, 563	2, 187, 563	3, 220, 300	3, 220, 300
当期変動額							
当期純利益				447, 869	447, 869	447, 869	447, 869
株主資本以外の項目の							
当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	_	-	447, 869	447, 869	447, 869	447, 869
当期末残高	450,000	582, 736	582, 736	2, 635, 433	2, 635, 433	3, 668, 170	3, 668, 170

「重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資產

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物 15 年、器具備品 3~15 年であります。

(2)無形固定資產

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を 退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上 しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

「金融商品の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による 2022 年 6 月期の利益剰余金期首残高への影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

「金融商品の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は「金融商品に関する会計基準」における金融商品に適用されます。

(2)適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、重要な影響はありません。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度				
(2020年6月30日現在)	(2021年6月30日現在)				
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	*1. 有形固定資産の減価償却累計額				
建物 351 千円	建物 895 千円				
器具備品 72, 330 千円	器具備品 97, 636 千円				
*2. 関係会社に対する資産及び負債	*2. 関係会社に対する資産及び負債				
未収入金 672, 368 千円	未収入金 847, 698 千円				
その他未払金 516, 704 千円	その他未払金 678, 645 千円				

(損益計算書関係)

(頂血口升自內外)					
前事業年度	当事業年度				
(自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)	(自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)				
*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点とし	*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点とし				
て、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメン	て、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメン				
ト・カンパニー (以下「CRMC 社」という。) との役	ト・カンパニー (以下「CRMC 社」という。) との役				
務提供契約に基づき、当社の最終の親会社である	務提供契約に基づき、当社の最終の親会社である				
キャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの				
各グループ会社(以下「各グループ会社」という。)	各グループ会社(以下「各グループ会社」という。)				
との間で各種投資運用サービスを相互に提供して	との間で各種投資運用サービスを相互に提供して				
おります。	おります。				
その他営業収益は、当社の主要な事業である各	その他営業収益は、当社の主要な事業である各				
グループ会社に提供した投資運用サービスに係る	グループ会社に提供した投資運用サービスに係る				
収益であります。	収益であります。				
*2. 関係会社との取引	*2. 関係会社との取引				
その他営業収益 5,134,824 千円	その他営業収益 6,435,245 千円				
支払手数料 4,321,653 千円	支払手数料 8,258,032 千円				

(株主資本等変動計算書関係)

(VK	前事業年度 (自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)					当事業年度 (自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)						
1. 発行済株式の種類及び総数			1.		済株式の種類		-	,1 00 H)				
	株式 の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)			株式 の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)
	普通 株式	56, 400	-	-	56, 400			普通 株式	56, 400	-	-	56, 400
	,										•	

[リース取引関係]

前事業年度				当事業年度				
(自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)				(自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)				
1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引				権移転外ファイナ	ンス・リース	ス取引		
当事業年度末現在、該当するリース取引はありま			当事業	美年度末現在、該	当するリース	、取引はありま		
せん。				せん。				
2. オペレーティング	・リース取引		2. オペレーティング・リース取引					
(借主側)			(借主側)					
未経過リース料			未経過リース料					
1年以内	329, 780	千円	1年	以内	329, 780	千円		
1 年超	769, 488	千円	1年	迢	439, 707	千円		
合計	1, 099, 268	千円	合計		769, 487	千円		

「女師本口明核」

[金融间印度体]				
前事業年度	当事業年度			
(自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)	(自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)			

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありませ ん。短期的運転資金の確保から、一時的な余資につ いては別段運用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞ れ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であ り、信用リスクに晒されております。また、未収運 用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の 変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債 権であり、信用リスクに晒されております。また、 外貨建債権が含まれておりますが、それらについて は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、 市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受 けている業務に関連して発生した当社の親会社に対 する債務であります。また、外貨建債務が含まれて おりますが、それらについては為替の変動リスクに 晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投 資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本 | 資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありませ ん。短期的運転資金の確保から、一時的な余資につ いては別段運用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞ れ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であ り、信用リスクに晒されております。また、未収運 用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の 変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債 権であり、信用リスクに晒されております。また、 外貨建債権が含まれておりますが、それらについて は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、 市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受 けている業務に関連して発生した当社の親会社に対 する債務であります。また、外貨建債務が含まれて おりますが、それらについては為替の変動リスクに 晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投

的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、 顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等が あった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び 受託銀行に連絡する体制を整えております。また、 未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、 その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微で あります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業 であることから、長期差入保証金が晒されている信 用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に 支払いを実行できなくなるリスク)については、各 部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作 成、更新することで現金の手元流動性を確保してお ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入保証金	273, 832	275, 262	1, 430

時価については、下記の考え方によっております。 その結果、2020年6月30日における上記以外のその 他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額また は近似しているため、上記表における記載を省略し ております。

(注 1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に 関する事項

資産

(1) 現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運 用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金で あり、時価については、国債の利回り等適切な指標 的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、 顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等が あった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び 受託銀行に連絡する体制を整えております。また、 未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、 その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微で あります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業 であることから、長期差入保証金が晒されている信 用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に 支払いを実行できなくなるリスク)については、各 部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作 成、更新することで現金の手元流動性を確保してお ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	281, 265	282, 637	1, 372

時価については、下記の考え方によっております。 その結果、2021年6月30日における上記以外のその 他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額また は近似しているため、上記表における記載を省略し ております。

(注 1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に 関する事項

資産

(1) 現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運 用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金で あり、時価については、国債の利回り等適切な指標 で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注 2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後 の償還予定額

金銭債権(現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬)は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注 2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後 の償還予定額

金銭債権(現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬)は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、1年超5年以内であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[有価証券関係]

前事業年度					
(2020年6	月	30	日現在)		

当事業年度 (2021 年 6 月 30 日現在)

1. その他有価証券(2020年6月30日現在)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

種類	貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
その他有価 証券(証券 投資信託)	100	100	ı

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日) 該当事項はございません。 1. その他有価証券(2021 年 6 月 30 日現在) 該当事項はございません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損の 合計額 (千円)
その他有価 証券(証券 投資信託)	145	45	-

[デリバティブ取引関係]

27 7 7 7 9 9 9 10 9 11 2	
前事業年度	当事業年度
(自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)	(自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度	当事業年度
(自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)	(自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度(非積立型退職一時金制度)を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産(現金・預金及び保険積立金)と退職給付債務(退職給付引当金)を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、 簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給 付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を 控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高 1,398,224千円 転籍に伴う受入額 20,873千円 退職給付費用 184,312千円 退職給付の支払額 △ 49,371千円 確定拠出年金制度への拠出額 △ 19,690千円 退職給付引当金の期末残高 1,534,348千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を 適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給 付引当金は一致しているため、調整項目はござい ません。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度(非積立型退職一時金制度)を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産(現金・預金及び保険積立金)と退職給付債務(退職給付引当金)を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、 簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給 付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を 控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期 首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高 1,534,348千円 退職給付費用 192,305千円 退職給付の支払額 △ 14,246千円 確定拠出年金制度への拠出額 △ 19,992千円 退職給付引当金の期末残高 1,692,415千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を 適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給 付引当金は一致しているため、調整項目はござい ません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 184,312 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年 度 19,690 千円であります。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 192,305 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年 度 19,992 千円であります。

[税効果会計関係]

[税効果会計関係]			
前事業年度		当事業年度	
(2020年6月30日	3現在)	(2021年6月30	日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負	債の発生の主な原因	1. 繰延税金資産及び繰延税金賃	負債の発生の主な原因
別の内訳		別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金	446, 269 千円	退職給付引当金	488,958千円
賞与引当金	44,267千円	役員退職慰労引当金	1,932千円
資産除去債務	77,610千円	賞与引当金	69,090千円
減損損失	33,482千円	資産除去債務	78,712千円
未払費用	74,338千円	減損損失	25,671 千円
税務上の繰越欠損金(注2)	986,951千円	未払費用	91,591千円
繰延税金資産小計	1,662,920千円	税務上の繰越欠損金(注2)	559,946千円
税務上の繰越欠損金に係る	△ 883,455千円	繰延税金資産小計	1,315,903千円
評価性引当額(注2)	△ 000,400 円	税務上の繰越欠損金に係る	△ 408,071千円
将来減算一時差異等の合計	△ 549,060千円	評価性引当額(注2)	△ 400,071 円
に係る評価性引当額		将来減算一時差異等の合計	△ 587,465千円
評価性引当額小計(注1)	△ 1,432,515 千円	に係る評価性引当額	△ 567, 405 円 ———————————————————————————————————
繰延税金資産合計	230,405千円	評価性引当額小計(注1)	△ 995,536 千円
		繰延税金資産合計	320,367 千円

(注 1)評価性引当額が 80,004 千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

(注 2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の 繰越期限別の金額

(単位:千円)

	税務上の 繰越 欠損金(a)	評価性 引当額	繰延税金 資産
1 年 以内	427, 005	△ 323, 509	103, 496
1 年超 2 年以内	307, 070	△ 307,070	_

(注 1)評価性引当額が 436,978 千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

(注 2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の 繰越期限別の金額

(単位:千円)

	税務上の 繰越 欠損金(a)	評価性 引当額	繰延税金 資産
1 年 以内	307, 070	△ 155, 195	151, 875
1 年超 2 年以内	252, 876	△ 252,876	_

2 年超 3 年以内	252, 876	△ 252, 876	_
3 年超 4 年以内	_	_	_
4 年超 5 年以内	_	-	_
5 年超	-	=	_
合計	986, 951	△ 883, 455	(b) 103, 496

- (a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金 986,951 千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産 103,496 千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2012 年 6 月期に税引前当期純損失を2,358,025 千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
評価性引当額	△ 18.6
永久に損金及び益金に算入されない項目	4.5
住民税均等割	0.5
その他	△ 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9

前事業年度

2 年超			
3 年以内	ı	I	_
3 年超			
4年以内	_	_	_
4 年超			
5 年以内	ı	I	_
5 年超	_	_	_
合計	559, 946	△ 408,071	(b) 151, 875

- (a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金 559,946 千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産 151,875 千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2013 年 6 月期に税引前当期純損失を1,323,569 千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
評価性引当額	△ 85.8
永久に損金及び益金に算入されない項目	19.8
住民税均等割	0.4
期限切れの税務上の繰越欠損金	51.3
租税特別措置法上の税額控除	△ 4.0
その他	△ 0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.1

当事業年度

[資産除去債務関係]

(2020年6月30日現在)	(2021 年 6 月 30 日現在)
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要	1. 当該資産除去債務の概要
本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回	本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回
復費であります。	復費であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を契約開始から 15 年と見積り、割	使用見込期間を契約開始から 15 年と見積り、割
引率は 1.48%を使用して資産除去債務の金額を計	引率は 1.48%を使用して資産除去債務の金額を計
算しております。	算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増 減

期首残高 250,662 千円 時の経過による調整額 3,597 千円 期末残高 254,260 千円

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 254,260 千円 時の経過による調整額 3,597 千円 期末残高 257,857 千円

[セグメント情報等]

当事業年度
(2021年6月30日現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事 業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省 略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

日本	5, 362, 685 千円
米国	5, 134, 824 千円
その他	108,172 千円
合計	10,605,681 千円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサー チ・アンド・マネジメ	5, 134, 824 千円
ント・カンパニー	3, 134, 624 [7]

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、 記載を省略しております。

(関連情報)

1. サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事 業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省 略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

日本	9,798,539 千円
米国	6, 435, 245 千円
その他	82,721 千円
合計	16,316,505 千円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資產

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサー チ・アンド・マネジメ ント・カンパニー	6, 435, 245 千円
年金積立金管理運用独立 行政法人	3,891,109 千円

[関連当事者情報]

前事業年度(自2019年7月1日至2020年6月30日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・ リサーチ・ア ンド・マネジ メント・カン パニー (以下「CRMC 社」という。)	ア カ 国 フ ニ ロ ゼルス ロ ボンス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所 有) 間接 100%	各種投資 運用サービスの 供 各種サー ビスの で と で と で と で と の の で と の に と の と の と の と り に り と り と り と り と り と り と り と り と と り と り と	その他営業収益 (市場調査業務、投資運 用関連業務、マーケティ ング業務、顧客リレーションサポート業務など) 支払手数料 (市場調査業務、投資運 用関連業務、ITサービス	5, 134, 824 4, 321, 653	未収入金 その他未	672, 368 301, 664
親会社	キャピタル・ グループ・カ ンパニーズ・ インク (以下「CGC 社」という。)	アカ国フェロゼル サルス	(千米ドル) 5,072	子会社の管理	(被所 有) 間接 100%	だ がループ 共通発生 経費の負 担	など) など) 共通発生経費 負担額	166, 628	不払金 その他未払金	215, 040

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1. その他営業収益は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
- 2. 支払手数料は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
- 3. 共通発生経費負担額は、CGC 社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
----	------------	--------------	-------	--------------------------------	-------------------	-------	-----------	----	--------------	--

親会社の子会社	キャピタル・ インターナシ ョナル・マネ ジメント・カ ンパニー	ルクセ ンブル グ大公 国	(千ユーロ) 7,500	ファンドマネジメント	-	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	1, 149, 203	未払手数料	196, 511
親会社の子会社	キャピタル・ インターナシ ョナル・イン ク(東京)	東京都 千代田 区	(千米ドル) 10	市場調査	_	出向者受入	給料・退職給付費用・福 利厚生費	466, 325	その他未払金	13, 541

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
- 2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

- ① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク (非上場会社であります。)
- ② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー (非上場会社であります。)
- ③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク (非上場会社であります。)

当事業年度(自2020年7月1日至2021年6月30日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・ リサーチ・ア ンド・マネジ メント・カン パニー (以下「CRMC 社」という。)	アメリ 衆 国カリ フォル ニアサ ロゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所 有) 間接 100%	各種投資 運用サー ビスの提 供	その他営業収益 (市場調査業務、投資運 用関連業務、マーケティ ング業務、顧客リレーションサポート業務など)	6, 435, 245	未収入金	847, 698

						各種投資 運用サー ビスの委 託	支払手数料 (市場調査業務、投資運 用関連業務、IT サービス など)	8, 258, 032	その他未払金	429, 909
親会社	キャピタル・ グループ・カ ンパニーズ・ インク (以下「CGC 社」という。)	アカ 国 フォル コーロ ゼルス	(千米ドル) 5, 143	子会社の管理	(被所 有) 間接 100%	グループ 共通発生 経費の負 担	共通発生経費 負担額	224, 189	その他未払金	224, 189

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1. その他営業収益は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
- 2. 支払手数料は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
- 3. 共通発生経費負担額は、CGC 社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	キャピタル・ インターナシ ョナル・マネ ジメント・カ ンパニー	ルクセ ンブル グ大公 国	(千ユーロ) 7,500	ファンドマネジメント	_	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	1, 623, 226	未払手数料	338, 120

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。 取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
- 2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

- ① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク (非上場会社であります。)
- ② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー (非上場会社であります。)
- ③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク (非上場会社であります。)

[1株当たり情報]

前事業年度		当事業年度					
(自 2019 年 7 月 1 日 至 202	0年6月30日)	(自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)					
1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益金額 なお、潜在株式調整後1株当た については、潜在株式が存在した りません。	6,326.03円 とり当期純利益金額	1株当たり純資産額 65,038.47円 1株当たり当期純利益金額 7,940.95円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載してお りません。					
(注) 1株当たり当期純利益金は、以下のとおりであります。	含額の算定上の基礎	(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。					
当期純利益 普通株主に帰属しない金額 普通株式に係る当期純利益 期中平均株式数	356, 788 千円 - 千円 356, 788 千円 56, 400 株	当期純利益 普通株主に帰属しない金額 普通株式に係る当期純利益 期中平均株式数	447, 869 千円 - 千円 447, 869 千円 56, 400 株				

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4) に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

(3) 事業譲渡および事業譲受

2008 年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

信託約款

追加型証券投資信託 キャピタル・ニューワールド・ファンド Aコース (米ドル売り円買い) 運用の基本方針

約款第19条に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2 運用方法

(1) 投資対象

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い) (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の株式 等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公 社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を 行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持します。
- ③ 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。以下同じ。)には、制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は、行ないません。
- ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は、行ないません。

3 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(1) 分配対象額の範囲

諸経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等 の全額とし、繰越分を含みます。

(2) 分配方針

収益分配金額は、上記(1)の範囲で、委託者が基準価額水準、 収益動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場 合等は、収益分配を行なわない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託

キャピタル・ニューワールド・ファンド Aコース (米ドル売り円買い) 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、キャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株

式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託 法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項、同条第2項および第22条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を限度として受益者のために利 殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として 信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、 第41条第1項、第42条第1項もしくは第44条第2項の規定 による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、 委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定によ り分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申 込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,000 億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によっ て生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第 1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受 入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入公社債 を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に

- 従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を 控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日に おける受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国に おける計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとしま す。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより 差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者が予めこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、 振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信 託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追 加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当 該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって、当該受益権の取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を指定販売会社と結んだ受益権取得申込者の取

- 得申込みの場合は、1口単位をもって取得申込に応じること ができるものとします。
- ② 前項の取得申込日がルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドが定める非営業日に当たる日には、受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ個別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とし、指定販売会社がそれぞれ個別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額とします。
- ④ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込を行なう場合は、指定販売会社は、当該取得の申込に応じることができるものとし、この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ個別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益 分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項または前項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託者が判断する場合、委託者は、受益権の取得申込の受付けを制限または停止することができます。
- 8 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引 法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品 取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場の うち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第 3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場 を開設するものをいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得な い事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった 場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付けを中 止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消す ことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当 該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されて いる振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするもの とします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡 にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人 の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座 簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替

機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載 または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗する ことができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示 のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとし ます。
- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法 人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下 同じ。)
- (イ) 有価証券
- (ロ) 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- (ハ) 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるキャピタル・ニューワールド・マザーファンド(米ドル売り円買い)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号 の証券または証書の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項 第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま す。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引 (売戻し条件付きの買入れ) および債券貸借取引 (現金担保付き債券借入れ) に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げ る金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価 証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により 運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に 規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

- 第 17 条 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則 に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当 しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財 産の純資産総額の 100 分の 10 を超えないものとします。
- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(利害関係人等との取引等)

- 第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに、第 20 条、第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する 法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委 託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金 融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定す る親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の 指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条 に掲げる資産への投資等ならびに、第20条、第21条、第25 条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行 なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図 により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこ とができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託 法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないま せん。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社 債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債 の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる 公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する 借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとし ます
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(外国為替予約の指図)

- 第21条 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産 に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーフ ァンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総 額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

- 第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸 念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3.委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その 他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備さ れていること
 - 4.内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委 託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認する ものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人 を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用ま たは改良を目的とする業務
 - 3.委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の 信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有す る行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産に ついては、信託の登記または登録をすることとします。ただ し、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保す ることがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に かかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有 価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却 代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子 等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします
- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内 の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解 約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等 の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による 受取りの確定している資金の合計額の範囲内
 - 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の

10%以内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入 期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(指益の帰属)

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合 で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをす ることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第30条 この信託の計算期間は、原則として毎年9月21日から 翌年9月20日までとします。ただし、第1計算期間は、信託 契約締結日から平成29年9月20日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に 関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

- 第 32 条 以下に定める受託者が立替えた諸経費および信託事務 の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中か ら支弁することができます。
 - 1. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替

えた立替金の利息

- 2. 信託財産の財務諸表の監査費用
- 3. 法定開示費用(有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成および印刷費用等)
- 4. 投資対象ファンドにかかる費用
 - i 有価証券等の売買委託手数料およびこれらにかかる 消費税等相当額の費用等
 - ii 管理費用等
- ② 前項第1号に定める費用は、委託者および受託者で締結され る契約に基づき計上されます。
- ③ 委託者は第1項第2号および第3号に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者はこれらの費用の合計額を予め合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託者が受領できる第1項第2号および第3号に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ④ 第1項第4号.i に定める費用は、当該投資対象ファンドの 運用にかかる発注先、保管銀行(受託銀行)等との契約に基 づき合意した額または料率に基づく額とします。
- ⑤ 第1項第4号.iiに定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資対象ファンドの合計純資産額に対して年率10,000分の15を超えないものとします。

(信託報酬等)

- 第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規 定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000分の157の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁の ときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方 法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等

収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンド 受益証券の信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファン ド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属す るマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をい います。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に 繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間 終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託 財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以 下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日ま でに、一部解約金(第38条第4項の一部解約の価額に当該一 部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)について は第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委 託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に 収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受 益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において

- 当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等にお いて行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、 原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて 計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の 規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と 元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数 により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしま す。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の 価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の 価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、 収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する 支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならび に信託終了による償還金については前条第3項に規定する支 払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権 利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属し ます。

(信託契約の一部解約)

- 第38条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位(別に定める契約を結んだ取得申込者については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の一部解約の実行を請求する日がルクセンブルクの銀行 の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンド が定める非営業日に当たる日には、原則として一部解約の実 行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業 日の基準価額とします。
- ⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者 がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行 なうものとします。
- ⑥ 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者は、一定の金額を超える一部解約の実行の請求に制限を設けることおよび純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求を制限することができます。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替 取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある

- ときは第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 39 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託契約の解約)

- 第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部を解約することにより別に定める信託の各信託の受益権の口数を合計した口数が50億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する 委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じた ときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を 除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続し ます。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあ り、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡すること があります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託 契約を解約し、信託を終了させます。

(約款の変更等)

- 第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、 この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合 (投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定 する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。) を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しよ うとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、こ の約款は本条に定める以外の方法によって変更することがで きないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対して、次 に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条 第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と 受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成29年6月27日 委託者 キャピタル・インターナショナル株式会社 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

附表

約款第12条第4項および第40条第1項の「別に定める信託」と は、以下のものをいいます。

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース (米ドル売り円買い)

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジな

し)

追加型証券投資信託 キャピタル・ニューワールド・ファンド Bコース(為替へッジなし) 運用の基本方針

約款第19条に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2 運用方法

(1) 投資対象

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし) (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象 とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の株式 等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公 社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を 行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持します。
- ③ 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。以下同じ。)には、制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は、行ないません。
- ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は、行ないません。

3 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(1) 分配対象額の範囲

諸経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等 の全額とし、繰越分を含みます。

(2) 分配方針

収益分配金額は、上記(1)の範囲で、委託者が基準価額水準、 収益動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場 合等は、収益分配を行なわない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託 キャピタル・ニューワールド・ファンド Bコース(為替ヘッジなし) 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、キャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株

- 式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託 法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項、同条第2項および第22条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を限度として受益者のために利 殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として 信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、 第41条第1項、第42条第1項もしくは第44条第2項の規定 による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、 委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定によ り分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申 込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,000 億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によっ て生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第 1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価 額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受 入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入公社債 を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に

- 従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を 控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日に おける受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国に おける計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとしま す。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより 差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者が予めこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、 振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信 託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追 加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当 該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって、当該受益権の取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を指定販売会社と結んだ受益権取得申込者の取

- 得申込みの場合は、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。
- ② 前項の取得申込日がルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドが定める非営業日に当たる日には、受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ個別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とし、指定販売会社がそれぞれ個別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額とします。
- ④ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込を行なう場合は、指定販売会社は、当該取得の申込に応じることができるものとし、この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ個別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益 分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項または前項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託者が判断する場合、委託者は、受益権の取得申込の受付けを制限または停止することができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引 法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品 取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場の うち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第 3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場 を開設するものをいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付けを申止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡 にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人 の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座 簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替

- 機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載 または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗する ことができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示 のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとし ます。
- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法 人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下 同じ。)
- (イ) 有価証券
- (ロ) 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- (ハ) 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるキャピタル・ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項 第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま す。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引 (売戻し条件付きの買入れ) および債券貸借取引 (現金担保付き債券借入れ) に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により

運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に 規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

- 第17条 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則 に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当 しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財 産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(利害関係人等との取引等)

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに、第20条、第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する 法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委 託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金 融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定す る親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の 指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条 に掲げる資産への投資等ならびに、第20条、第21条、第25 条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行 なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図 により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこ とができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託 法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないま せん。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社 債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債 の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる 公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する 借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(外国為替予約の指図)

- 第21条 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産 に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーフ ァンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総 額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

- 第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸 念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を 確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その 他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備さ れていること
 - 4.内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委 託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認する ものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人 を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用ま たは改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の 信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4.受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有す る行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取

引法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産に ついては、信託の登記または登録をすることとします。ただ し、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保す ることがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に かかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有 価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却 代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子 等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内 の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解 約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等 の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による 受取りの確定している資金の合計額の範囲内
 - 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%以内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入 期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合 で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをす ることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第30条 この信託の計算期間は、原則として毎年9月21日から 翌年9月20日までとします。ただし、第1計算期間は、信託 契約締結日から平成29年9月20日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に 関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

- 第 32 条 以下に定める受託者が立替えた諸経費および信託事務 の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中か ら支弁することができます。
 - 1. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替 えた立替金の利息

- 2. 信託財産の財務諸表の監査費用
- 3. 法定開示費用(有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成および印刷費用等)
- 4. 投資対象ファンドにかかる費用
 - i 有価証券等の売買委託手数料およびこれらにかかる 消費税等相当額の費用等
 - ii 管理費用等
- ② 前項第1号に定める費用は、委託者および受託者で締結され る契約に基づき計上されます。
- ③ 委託者は第1項第2号および第3号に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者はこれらの費用の合計額を予め合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託者が受領できる第1項第2号および第3号に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ④ 第1項第4号.i に定める費用は、当該投資対象ファンドの 運用にかかる発注先、保管銀行(受託銀行)等との契約に基 づき合意した額または料率に基づく額とします。
- ⑤ 第1項第4号.ii に定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資対象ファンドの合計純資産額に対して年率10,000分の15を超えないものとします。

(信託報酬等)

- 第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁の ときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。。
 - 2.売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいま

- す。)は、諸経費、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンド 受益証券の信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファン ド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属す るマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をい います。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に 繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間 終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託 財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以 下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日ま でに、一部解約金(第38条第4項の一部解約の価額に当該一 部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)について は第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委 託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に 収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受 益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者 の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の 振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分 配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわ れた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配 金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申 込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録さ れている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等にお いて行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、 原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて 計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する 支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならび に信託終了による償還金については前条第3項に規定する支 払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権 利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属し ます。

(信託契約の一部解約)

- 第38条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位(別に定める契約を結んだ取得申込者については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の一部解約の実行を請求する日がルクセンブルクの銀行 の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンド が定める非営業日に当たる日には、原則として一部解約の実 行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業 日の基準価額とします。
- ⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者 がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行 なうものとします。
- ⑥ 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者は、一定の金額を超える一部解約の実行の請求に制限を設けることおよび純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求を制限することができます。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止す

- ることおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付け を取消すことができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 39 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託契約の解約)

- 第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部を解約することにより別に定める信託の各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口または各信託の純資産総額を合計した額が50億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する 委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じた ときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を 除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続し ます。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあ り、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡すること があります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託 契約を解約し、信託を終了させます。

(約款の変更等)

- 第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、 この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合 (投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定 する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。) を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しよ うとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、こ の約款は本条に定める以外の方法によって変更することがで きないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者

- の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対して、次 に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条 第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と 受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成29年6月27日 委託者 キャピタル・インターナショナル株式会社 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

附表

約款第12条第4項および第40条第1項の「別に定める信託」と は、以下のものをいいます。

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース (米ドル売り円買い)

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース (為替ヘッジなし)

親投資信託

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い) 運用の基本方針

約款第16条に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資法人または外国投資法人の発行する投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として別に定める世界各国の株式等を主な投資対象とする 投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投 資対象とする投資信託証券(以下、各々または総称して「指 定投資信託証券」といいます。)に投資を行ない、信託財産の 中長期的な成長を目指します。
- ② 指定投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投 資対象とする投資信託証券を高位に維持することを基本とし ます。
- ③ 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は、行ないません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、原則行ないません。

親投資信託

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (米ドル売り円買い) 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、キャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託 法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第15条第1項、同条第2項および第20条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受

益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を限度として受益者のために利 殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として 信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条第1項 および第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条 第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券 (第10条第4項の受益証券 不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条、 第10条第3項、第36条第2項および第42条において同じ。) の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号 イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法 律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行 なわれます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益 証券を投資対象とするキャピタル・インターナショナル株式 会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とし ます。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,000 億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によっ て生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第 1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等 に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入公社債を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 第19条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国に

おける計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより 差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該 受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない 旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、 第5項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行する ときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨 の受託者の認証を受けなければなりません。
- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に 掲げるものとします。
- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法 人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下 同じ。)

(イ) 有価証券

- (ロ) 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- (ハ) 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託 証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規 定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き ます。) に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の 証券または証書の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項 第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま す。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引 (売戻し条件付きの買入れ)および債券貸借取引 (現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に 規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

- 第14条 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則 に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当 しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財 産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(利害関係人等との取引等)

- 第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条に掲げる資産への投資等ならびに、第18条、第19条、第23条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行な

- うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が 当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する 法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委 託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金 融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定す る親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の 指図を行なう他の信託財産との間で、第12条および第13条 に掲げる資産への投資等ならびに、第18条、第19条、第23 条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を 行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指 図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なう ことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託 法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないま せん。

(運用の基本方針)

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支 上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約され ることがあります。

(公社債の借入れ)

- 第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社 債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債 の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる 公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する 借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(外国為替予約の指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)について、 当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を 確実に処理する能力があると認められること
 - 3.委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その 他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備さ

れていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委 託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認する ものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人 を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用ま たは改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の 信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有す る行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産に ついては、信託の登記または登録をすることとします。ただ し、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保す ることがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券にかかる配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合 で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをす ることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等に かかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までに その金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立 替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年9月21日から 翌年9月20日までとします。ただし、第1計算期間は、信託 契約締結日から平成29年9月20日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に 関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に 関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類 または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の 信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を 害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定め る閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税 および受託者が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、 信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託 報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中 に留保し、期中には収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本 に相当する金額との差額を、追加信託にあたっては追加信託 差金、信託の一部解約にあたっては解約差金として処理しま す。

(償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責)

- 第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時 における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をい います。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、 受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(償還金の支払の時期)

第34条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに(ただし、第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合を除きます。)当該償還金を受益者に対して支払います。

(信託の一部解約)

- 第35条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部 を解約します。
- ② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の 処理を行なう前の信託財産の純資産総額を、一部解約または 追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一 部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託 約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了さ せることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終 了させます。この場合において、委託者は、予め、解約しよ うとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受

- けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了 させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する 委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じた ときは、この信託は、第41条の書面決議で否決された場合を 除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続し ます。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 39 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあ り、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡すること があります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託 契約を解約し、信託を終了させます。

(約款の変更等)

- 第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、 この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合 (投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定 する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。) を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しよ うとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、こ の約款は本条に定める以外の方法によって変更することがで きないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同

- じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益証券の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、この信託については投資信託及び投資法人に 関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、この信託については投資信託及び投資法人に 関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と 受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成29年6月27日 委託者 キャピタル・インターナショナル株式会社 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

付表

運用の基本方針および約款第13条第1項に規定する「指定投資信 託証券」とは以下のものをいいます。

ルクセンブルク籍円建外国投資信託

「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX) (クラス Ch - JPY)」 追加型証券投資信託

「日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)」

親投資信託 キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし) 運用の基本方針

約款第16条に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)ならびに投資法人または外国投資法人の発行する投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として別に定める世界各国の株式等を主な投資対象とする 投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投 資対象とする投資信託証券(以下、各々または総称して「指 定投資信託証券」といいます。)に投資を行ない、信託財産の 中長期的な成長を目指します。
- ② 指定投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券を高位に維持することを基本とします。
- ③ 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は、行ないません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は、原則行ないません。

親投資信託

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし) 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、キャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託 法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第15条第1項、同条第2項および第20条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、こ

れを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を限度として受益者のために利 殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として 信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条第1項 および第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条 第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券 (第10条第4項の受益証券 不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条、 第10条第3項、第36条第2項および第42条において同じ。) の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号 イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法 律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行 なわれます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益 証券を投資対象とするキャピタル・インターナショナル株式 会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とし ます。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,000 億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によっ て生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第 1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入公社債を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相

- 場の仲値によって計算します。
- ② 第19条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより 差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示 する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該 受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない 旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、 第5項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行する ときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨 の受託者の認証を受けなければなりません。
- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に 掲げるものとします。
- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法 人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下 同じ。)
- (イ) 有価証券
- (ロ) 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- (ハ) 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託

証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の 証券または証書の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項 第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま す。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引 (売戻し条件付きの買入れ) および債券貸借取引 (現金担保付き債券借入れ) に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に 規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

- 第14条 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則 に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当 しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財 産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(利害関係人等との取引等)

- 第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条に掲げる資産への投資等ならびに、第18条、第19条、第23条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づい

- て信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行 為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行な うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が 当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する 法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委 託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金 融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定す る親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の 指図を行なう他の信託財産との間で、第12条および第13条 に掲げる資産への投資等ならびに、第18条、第19条、第23 条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を 行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指 図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なう ことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託 法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないま せん。

(運用の基本方針)

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支 上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約され ることがあります。

(公社債の借入れ)

- 第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社 債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債 の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる 公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する 借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(外国為替予約の指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)について、 当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替 の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸 念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を 確実に処理する能力があると認められること

- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その 他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備さ れていること
- 4.内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委 託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認する ものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人 を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用ま たは改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の 信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有す る行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産に ついては、信託の登記または登録をすることとします。ただ し、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保す ることがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券にかかる配当金およびその他の収入金を再投資することの指図が

できます。

(損益の帰属)

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合 で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをす ることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 27 条 この信託の計算期間は、原則として毎年 9 月 21 日から 翌年 9 月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、信託 契約締結日から平成 29 年 9 月 20 日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に 関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対す る信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととし ます
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類 または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の 信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を 害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定め る閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税 および受託者が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、 信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託 報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中 に留保し、期中には収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本 に相当する金額との差額を、追加信託にあたっては追加信託 差金、信託の一部解約にあたっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責)

- 第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時 における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をい います。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、 受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(償還金の支払の時期)

第34条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに(ただし、第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合を除きます。)当該償還金を受益者に対して支払います。

(信託の一部解約)

- 第35条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部 を解約します。
- ② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の 処理を行なう前の信託財産の純資産総額を、一部解約または 追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一 部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託 約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了さ せることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終 了させます。この場合において、委託者は、予め、解約しよ うとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する 委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じた ときは、この信託は、第41条の書面決議で否決された場合を 除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続し ます。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 39 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあ り、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡すること があります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託 契約を解約し、信託を終了させます。

(約款の変更等)

- 第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、 この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合 (投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第2号に規定 する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。) を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しよ うとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、こ の約款は本条に定める以外の方法によって変更することがで きないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の

- 信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益証券の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、この信託については投資信託及び投資法人に 関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、この信託については投資信託及び投資法人に 関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と 受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成29年6月27日

委託者 キャピタル・インターナショナル株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

付表

運用の基本方針および約款第13条第1項に規定する「指定投資信 託証券」とは以下のものをいいます。

ルクセンブルク籍円建外国投資信託

「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX)

(クラス C)」

追加型証券投資信託

「日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)」